

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 30 年第 1 回設楽町議会定例会 (第 2 日) 会議録

平成 30 年 3 月 12 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会 (第 2 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 加藤弘文 | 2 今泉吉人 | 3 河野 清 |
| 4 松下好延 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 金田敏行 | 12 伊藤 武 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	氏原哲哉	建設課長	金田敬司
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 伊藤 斉

5 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

1 加藤弘文議員

- (1) 設楽町独自の給付型奨学金制度について
- (2) 町内出身者の同窓会への助成制度について
- (3) インフルエンザ町内の流行状況と予防対策について

2 熊谷勝議員

- (1) 北設医療体制について
- (2) 医療費控除について
- (3) 29年度退職者は何人か

3 今泉吉人議員

- (1) 設楽町に地域づくり協議会の設置について問う
- (2) つぐグリーンプラザに飲食店の誘致の声

4 金田文子議員

- (1) 安心して生活できるまちへ
 - ①保育・教育環境の整備について
 - ・保育士バンクの目的と運用を問う
 - ・放課後・長期休業中の児童の居場所及び改善点を問う

- ②障害者(児)・高齢者の医療機関受診及び通院支援について
 - ・他科受診・通院費用支援の拡大措置を求める
 - ・通院費用の高額負担者の負担軽減を求める
- (2) 協働のまちへ
 - ①町民意見の政策への反映について
 - ・予算編成へ住民がアプローチできる途を開け
 - ・審議会等各種会議の開催時期と告知の適正化を求める
 - ②4地区の地域づくりにおける住民組織と行政の関係について
 - ・双方の役割の認識についての齟齬とその解消策を問う
 - ・行政が側面支援すべき事項の分析・整理はしたか
- 5 田中邦利議員
 - (1) 憲法9条への町長の政治姿勢について
 - (2) 配食サービスの拡充について
 - (3) 国保県単位化にともなう保険料について
- 6 河野清議員
 - (1) 福祉移送サービスについて
 - (2) 配食サービスについて
- 7 高森陽一郎議員

公共施設等総合管理計画における名倉地区の公共施設の将来展望について

会 議 録

開議 午前9時00分

議長 みなさん、おはようございます。きのうは、東日本大震災が発生してからちょうど7周年にあたる日となりました。震災で犠牲になられた全ての方々に謹んで哀悼の意を表し、ただいまから1分間の黙とうを捧げることにいたします。御協力をお願いいたします。それでは御起立ください。黙とう。

[黙とう]

議長 黙とうを終わります。御着席ください。

ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達していますので、平成30年第1回設楽町議会定例会第2日を開会します。本日の会議を開きます。はじめに町長のあいさつをお願いします。

町長 みなさん、おはようございます。3月議会定例会2日目にあたりまして、全員の方の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。昨日は設楽町消防団の観閲式を挙行させていただきましたところ、公私とも多忙なところ、御出席をいただきまして、消防団に対する大きな激励を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、歴史民俗資料館と道の駅清嶺（仮称）について、報告をさせていただきます。3月2日の行政報告で、同日に開札を行い、仮契約後に、本日「工事請負契約の締結について」の議案を提出させていただきたいというお話をさせていただきました。開札の結果、予定価格の範囲内に入ることなく、入札は不調に終わりました。現在は、最も低い金額を入れたJVと随意契約の可能性にむけて話し

合いの場を設けておりますので、本日本日予定をしておりました議案については、提出ができなくなったということで、御承知置きいただきたいと思っております。また話し合いの結果等につきましては、議会最終日の 23 日に報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、議会最終日に金額の補正はありませんけれども、繰越明許費に関する補正予算を上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営ならびに、本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

7 熊谷 おはようございます。平成 30 年第 3 回議会運営委員会結果の委員長報告をいたします。平成 30 年第 1 回定例会第 2 日の運営について、3 月 7 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1 「諸般の報告」は、議長から報告があります。日程第 2 「一般質問」は、7 名の質問があり、受付順で、質問時間は答弁を含め 50 分以内といたします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしくお願います。

議長 日程第 1 「諸般の報告」を行います。「定期監査報告について」の報告をします。監査委員より地方自治法第 199 条第 9 項の規定により平成 29 年度定期監査報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

議長 日程第 2 「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて 50 分以内とします。でははじめに 1 番加藤弘文君の質問を許します。

1 加藤 おはようございます。1 番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、質問をはじめさせていただきます。質問に先立ちまして、先ほどもありましたが、東日本大震災で犠牲となられた方々に心より御冥福を申し上げたいと思っております。

さて、私から事前に通告いたしましたとおり、3 つの件について質問をさせていただきます。1 つ目は、昨年の 12 月の定例議会で、私から質問をさせていただいた本町の中学校を卒業した子供たちに対する、新たな奨学金制度に関わるものです。この地で生まれ育ったがゆえに生じる教育に機会均等を損なう地域格差の軽減策として、貸付型ではなく、思い切った奨学金制度を開始してはどうかと提案をいたしました。これに対し、本町既存の「しあわせまちづくり修学資金貸付事業」の貸付対象を広げることを検討していただきました。そして早くも本年 3 月、広報したらにて町民に知らせていただいたとおり、これまでの資格対象に加えて、建築士、測量士、建築施工管理技師、土木施工管理技師などの資格取得についても対象を認めていただきました。保護者の皆さんの切なる願いを受け止め、柔軟で迅速な対応をされた本町行政当局に、まずもって敬意を表したいと思います。お役所仕事と、その硬直化した冷徹な行政を揶揄した言葉がありますが、本町役場行政がそうではないことの証と安心し、誇らしくも感じます。

しかし、しかしながらです。その内容は保護者たちの願いとはまだまだ程遠く、その貸付対象、貸付金額、返済方法等についてさらに検討を進めていただきたいと思いますと考えます。

まず貸付対象ですが、このたびその対象を広げていただいたわけですが、本年度、私、田口高等学校、津具中学校の卒業式に出席をさせていただいて、生徒たちの将来の夢や希望を聞くなかで、あらためてこのままではいけないとの意を強くしました。田口高校で卒業生代表として答辞にたったKくんは、「将来、調理師になりたい。そしてこの町でレストランを開きたい」との夢を果たすべく専門学校に進むと話しました。また、私のかつての教職経験のなかで、「将来、教師になって、設楽の子供たちのためにがんばりたい」「できれば設楽町役場に入って、設楽町をもっともっとよくしたい」「設楽にはパン屋さんがいないので、パン屋さんになりたい」「将来、機械工学を勉強してAIの開発やロボット開発をして生活をさらに便利にしたい」「設楽の林業を守るために、森林組合に入って活躍したい」「設楽の農業をもっともっとよいものにしたいので、新しい農業を学びたい」「シカゴのホームステイを経験した経験をいかし、英語をもっと勉強して、英語をいかした職業につきたい」なかには「僕は将来、町長さんになりたい。設楽町をもっともっと発展させたい」と語る少年もいました。子供たちの進路希望は多様で全て述べることはできません。現在の貸付対象は、何を基準に設定しているのかを確認したいと思います。また、町長、副町長、教育長をはじめ町当局のみなさんもそうした式典に臨席し、激励の言葉を伝えますが、彼らの多様な進路に対して、設楽町として具体的な支援の手を持たないことの無念さを感じられることはないでしょうか。こうした支援を必要としている子どもが大勢いることを踏まえ、再度給付の対象を広げるべく検討を進めていただきたいと思います。

また貸付の金額ですが、下宿や通学にかかる費用として、他の貸付制度との併用ができないことを考えると、現行の3万円ではたりない。隣の東栄町では本町同様の貸付対象は限られますが、本年度より5万円から15万円の範囲での貸付を開始しました。また豊根村では、高校では3万円ですが、大学、専門学校では5万円の貸付を実施しています。金額についてもさらに検討を進めていただきたいと思います。

そして返済についてですが、全額給付されることが最善ではありますが「設楽町に居住することで2分の1の給付をする」としています。しかし就職時の状況によっては、通勤距離のこともあり居住できないこともあります。また該当する職場を本町では提供できないこともあります。こうしたことを考慮し、返済免除の条件を緩和することはできないかと考えるがどうでしょうか。先ほど述べた東栄町、豊根村では対象はまだまだ限られてはいますが、全額給付という給付型奨学金が開始されていることも申し添えたいと思います。

次に、2つ目の質問ですが、これも昨年12月の定例議会で質問をした町内開催の同窓会の奨励のための助成制度の導入についてです。初めての一般質問でもあり、ややその趣旨について十分説明できなかったこともあり、追加質問をしたと思います。1点目はその制度導入の趣旨ですが、単に故郷で旧交を温め楽しい時を過ごす。それを町が援助し、提供するというのがねらいという側面を前回は強調していたと反省します。そうした福利厚生的な面ももちろんありますが、

本旨は町の施策として総合戦略アクションプランの一つの戦略として同窓会開催助成を位置づけてはという提案であります。本町を離れることになった人に対して、同窓会開催を機会に生まれ育った故郷に来て、故郷の現状を理解してもらい、設楽町への関心をまず呼び戻し、設楽町のサポーターとなっていただく。そしてUターン型移住定住の促進やふるさと寄付への協力を呼びかけてはどうかと考えたのです。豊根村では、そうした趣旨のもと制度を立ち上げ継続していることも参考としたいと思うがどうでしょうか。

さらに給付する助成金ですが、宴会の飲み食いの費用ではないのかとの疑念を持たれた方もみえると思います。しかしそれはふるさとを離れた人を同窓会を機会に呼び戻すための旅費や宿泊費への助成であり、地元で暮らす人にとっては企画準備費への助成であり、公費からの助成使途としても適切であると考えられるがどうでしょうか。

次に3つ目の質問を行います。本年度のインフルエンザの流行はA型B型の同時流行、インフルエンザワクチンの当初の生産不足などもあり、全国的にこれまでにない感染拡大を招きました。3月4日付国立感染症研究所発表の全国のインフルエンザ患者数は2000万人を超えたとのこと。こうした事態のなかで、設楽町では実際にどのような実態であったのか。状況をわかる範囲で示していただきたいと思います。特に保育園、学校では集団生活をすることもあり、例年でも感染が確認され、学級閉鎖などの状況があります。子供たちが苦しい思いをするのはもちろんですが、2学期末から3学期の流行期間は、学習・生活の1年のまとめの時期であり、定期試験、学習発表会、卒業式。卒業生にとっては進学準備、入学試験などがあり、感染による出席停止や学級閉鎖のダメージは極めて大きい。そればかりか、学校が感染の発端となり、各家庭に持ち込まれ、三世同居の家庭も多いことから、重症化が懸念されるお年寄りへの感染も危惧されます。本年度本町の小中学校での感染率は、私が調べました2月20日時点で25%。まさに4人に1人が感染したと確認しています。こうした実態を踏まえて、設楽町としてどのような対策をたてていたのかを問います。

この時期に学校等で熱心に取り組まれているうがいや手洗いの励行に加えて、インフルエンザ予防接種が感染予防対策として有効なのは言うまでもありません。しかし一般質問通告書の説明書にも示したように、北設楽郡内の予防接種助成制度には3町村で大きな違いがみられます。ここで1点訂正をいたしたいと思いますが、通告書に書かれた大きな3の②、設楽町の助成制度について、平成28年度より65歳以上の方には1回1,500円ではなく、2,000円の助成に増えているということが後になってわかりましたので、1,500円を2,000円と訂正をしていただきたいと思います。いずれにいたしましても、こうした制度の違いが3町村の小中学校のインフルエンザ感染の罹患率、設楽町は今の通告書に書きましたが25.5%、東栄町が14.1%、豊根村が7.1%というふうに影響を与えているのではないかとも思われます。次の流行シーズンを前に通告書に示した近隣の町村のインフルエンザ助成制度を参考に、少なくとも0歳から18歳までの子どもの接種費用の無料化を早急に実現していただきたいと考えます。本町では0歳から18歳までの医療費全額助成を行っていただいておりますが、予防接種対策を強化することでインフルエンザ感染後の医療費を削減できることも考慮し、ぜひとも検討をいただきたいと思います。さらに抵抗力の弱い65歳以上のお年寄りの補助

のさらなる強化。そして豊根村で行われているような18歳から65歳までの一般成人への助成も検討していただければと考えております。以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

企画ダム対策課長 加藤議員からただいま大きくわけまして2件の御質問をいただきました。私からは、1件目の12月定例議会一般質問の2項目に関する御質問についてお答えさせていただきます。まず1項目目の給付型奨学金制度に関する3点の御質問に対してお答えいたします。1点目の「しあわせまちづくり修学資金」事業の貸付対象拡大についてということでございます。議員が御説明のございました今回改正しました目的につきましては、設楽町無料職業紹介所で従業員を募集されている事業所や田口高校お仕事フェアに出展された事業者をみますと、職業紹介所には19事業者中8事業者、お仕事フェアには16事業者中10事業者が土木・建築関係の事業者でございます。次に多いのが福祉関係の事業者です。このように自宅から通勤可能な場所にあります事業所におきましては、特に人手不足として、その人材確保が急務とされている仕事であることが明らかになりまして、関連施設への就業者確保といったマッチングを進めていくうえで町ができる施策として実施するものでございます。この制度につきましては、議員御説明のとおり町民のみなさまに2月15日発行の「広報したら3月号」で、また4月には「暮らしの便利帳」で紹介させていただきますので、平成30年度の運用状況等を確認しながら、資格要件の分析をする必要があると考えているところでございます。

続きまして、下宿代を調査し貸与額を見直してはどうかという御質問でございます。この制度は、修学先が遠隔地のために町外で保護者とは別に下宿、学生寮、アパート、親戚宅などで居住する場合を想定してございます。下宿代につきましては、豊橋市内の一例を申しますと3食付きで7万数千円と光熱水費が実費で必要だと聞いております。この金額を見ますと議員御指摘のようにつけ離れているように思えますが、下宿代には食事代や光熱水費、さらに病気や怪我の対応相談など、自宅通学している生徒と同じように必要な目に見える費用と、目に見えない費用も含まれていると思います。したがって自宅通学の場合と比較しまして、具体的な金額を算出することはできませんが、引き続き現在の3万円という金額で実施させていただきたいと考えております。

続きまして、3番目の返還免除の条件緩和ということでございますが、この返還免除条件の目的につきましては、若者の就職決定の際に「町内に戻って就職」という選択肢を意識付け、定住促進を図るものでございますので、町外に住む方への免除は考えておりません。このことを御理解いただきたいと思います。

次に、同窓会補助に関する2点の御質問についてお答えさせていただきます。まず同窓会補助制度の創設ということでございます。同窓会などにおいて町外で暮らす設楽町出身者のみなさまに対し、町内におられる方から町のPRをしていただくことは大変ありがたいことと思っておりますし、本町のまちづくりに対し御理解いただくきっかけづくりの一つになるとも思っております。そこで同窓会補助をするということだけでなく、同窓会の機会に町のPRをしていただくような仕組みを検討していきたいと考えております。

また移住定住にむけ「総合戦略アクションプラン」に位置づけて現在行っていますさまざまな事業の情報発信、例としてあげますと、町のホームページへの移

住コーナー、移住ノート、首都圏や名古屋市での移住フェア、各地区で開催していただいておりますイベントにおきまして移住コーナーを設置していることなどがございますので、これからも引き続きこれらを活用していきたいと考えております。

次に、補助対象でございますが、御質問の具体的な補助制度の創設、補助対象経費ということでございますが、一般的に補助制度はその目的・必要性などから、補助対象者・補助対象経費・補助金の額などを精査して補助制度を設計してまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

保健福祉センター所長 それでは2番目のですね、インフルエンザについて答えさせていただきます。まず最初ですね、インフルエンザの感染状況というところでございます。感染状況でありますと、本年度ですね、町のり患率について、議員もお調べになりましたけれども、答えさせていただきます。3月6日現在のものではありますが、ちょっと細かな説明になりますけれども、まず保育園です。名倉保育園、園児数18人に対してり患数6、33.0%。清嶺保育園、19人に対して5人の26.3%。津具保育園19人に対して5人の26.3%。宝保育園、41人に対して8人の19.5%。合計97人に対して24人、全体で24.7%、約4分の1の方がり患してございます。次に小中学校ですけれども、田口小学校、58人に対して18人、31.0%。清嶺小学校、18人に対して3人、16.7%。田峯小学校、12人に対して8人、66.6%。名倉小、42人に対して17人、40.5%。津具小、32人に対して20人の62.5%。小学校計ですけれども、162人に対して66人、40.7%。約5人に2人ということになります。そして中学校ですけれども、設楽中、66人に対して27人、40.9%。津具中、19人に対して4人、21.1%。中学校計85人に対して31人、36.5%。小中学校あわせますと、247人に対して97人の39.3%となります。またですね、12月、田口小において学級閉鎖が4日。2月、津具小で1日。3月、名倉小で4日ありました。

参考ですけれども、田口高校のり患率は、生徒125人に対して27人の、21.6%で、今月に入っても変化がございません。

そして18歳以上の町民のり患率ですけれども、健康保険は社会保険を含む被用者保険と国民健康保険の2つに分類されます。被用者保険の加入している人の率を集計するのは、町民がどこの会社等に勤めているか確定するのは困難を要し、数字をつかむのは難しい状況です。国保につきましても、各病院から送られてきます約1月1,500枚の紙ベースのレセプトを1枚1枚集計しなければなりません。かなりの時間を要することになります。前者同様に、数字をつかむのは困難な状況であります。たとえば「町民のがんのり患率は」と問われましても、同様の回答になってしまいます。でありますから、町民におけますは、最新の保育園、小学校のり患率の報告とさせていただきます。

原因といたしまして、国・県は示してはございませんけれども、町としては、ワクチンの製造の遅れの影響で、議員もおっしゃられましたけれども「流通不均衡がおこり、早期に予防接種が医療機関で受けられなかったこと」また「高熱・関節などの症状が出ない、隠れたインフルエンザも多く、それにより、ウイルスをまん延させたこと」があるなどが考えられます。

2番目のですね、インフルエンザ予防対策と今後の強化策計画のことでありますけれども、予防策につきましては、まず高齢者・子どもの予防接種助成があり

ます。高齢者につきましては、予防設置法に基づく定期接種で、国の資料によりますと、発症阻止率、り患しない率ですけれども55%、死亡阻止率、死亡しない率であります。82%と大変効果があります。また子どもにつきましては、任意接種ですけれども、小学生以下は2回の接種で、発症阻止率60%となり、重症化に一定の効果が認められています。接種率ですけれども、高齢者の平成28年度は2,507人のうち、接種者が1,496人で59.7%。29年度におきましては2,461人のうち1,572人で63.9%となり、上昇しております。

それに対し子どもは、28年度ですけれども、13歳未満、対象数294人に対して1回目166人、56.5%。2回目146人、49.7%。13歳から18歳ですけれども231人に対して107人、46.3%。29年度ですけれども、13歳未満、対象数278人に対して174人、62.6%。2回目147人で52.9%。13歳から18歳は205人に対して69人の33.7%となりまして、去年と比較するとですね、13歳未満が増えて13歳以上が減っております。

次に、情報の周知・啓発があります。毎年9月に助成対象の家庭へ個別に通知をし、医療機関に費用助成のポスターからまた予防に関する国のポスター等に関係機関に掲示、11月広報誌に感染予防に関する記事を掲載しております。

強化策につきましては、保健センターといたしましては、今まで以上の予防に対する周知・啓発を行い、たとえば予防接種についても接種率のさらなる向上を目指し、乳幼児については、流行時にむやみに人ごみのなかに入らないようにするなど、親の配慮も必要と考えております。なんといってもですね、免疫力を高めるために、日頃から健康な体を目指すことが肝要だと思っております。でありますので、来年度から始まる「いきいきしたら計画」2次計画の実行がですね、最大の強化策ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3番目の予防接種助成の拡充の件でございますけれども、現行の助成制度は、平成22年度から開始から変更しておりません。助成額は、県内市町村の状況から設定しており、高齢者の場合、他の住民検診など3分の1助成と比較すると2分の1であり優遇されておると思っています。また管内町村と比較しても高額な状況であります。その一方、18歳以下の助成は、管内他町村は、議員のおっしゃられるように全額助成ですが、設楽町は1回1,000円の助成であり、かなりの低額助成の状況であります。子育て支援の面から考慮すると、全額助成の必要があると思われましても、現在、助成は町のもの以外に、被用者保険者からも出ております。ですから、今後それを含め、多方面から検討し、財政と協議してまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

1 加藤 丁寧な御回答ありがとうございました。通告順にしたがって再質問をさせていただければと思います。まず1番目の奨学金のことについてですが、お仕事フェア等の求人数の多いところからという根拠はよくわかりました。こういった根拠があるのかということを確認させていただいたので、また今後対策もたてていけるかなというふうに思っております。

それから、資格検討について、さらに検討していただけるというような御回答をいただいたので、これからそういった子供たちがどんな夢と希望を持って進路を進んでいくのかというあたりは大事にさせていただけるのかなと思っております。

それから、金額のことについてですが、実質的にはどのくらいかかるのか。実

質的なことがわからないので3万円を当面続けるというふうにお聞きしたのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。実質、目に見えるもので助成をするのが行政としては普通かなと思うので、目に見えるもの見えないもの含めてまるまるかという話ではなくて、そうした点も、目に見える形のものところをぜひ助成をしていただければというふうに思っております。それから今回あえて郡内3町村の例を少し出させていただいたわけですが、ぜひそうしたところで行政として、同じ小規模の行政として取り組んでいるこうした例は参考にさせていただければなというふうに思っています。それからお聞きしていて1点、町内に将来住むことになれば2分の1給付するよというお話のなかで、定住促進が目的だという一言がございました。奨学金の本来の目的と、この定住促進という目的は、趣旨が少し違うと思います。一石二鳥というふうに思われるかもしれませんが、子供たちの自己実現の進路選択が、定住促進と直結してつなげておくというのは、私はいかななものかなというふうに、現場を経験した者として思っております。

それから、同窓会についてですが、基本「自主努力せよ」と。「やってくればありがたい」というレベルでとらえていただいたというふうに思っていますが、「やってくればありがたい」という行政の方向というのはやや違うのではないかな。やることを積極的に奨励し、そしてそれに対して、積極的に働きかけるようなものがなければ自然発生的に「やる場所はやりなさいよ」と。「やってくればありがたいよ」という行政の姿勢に通じてしまうという点で疑問を持ちましたので、また御検討ください。

インフルエンザの件ですが、細かな数字をあげていただきました。また紙でどんなふうだったのか、ぜひまた見せていただければなど。ちょっとメモしきれなかったので、申し訳ありませんが。ただいずれにしても、全体で、小中学校、保育園含めて4人に1人というふうな実態は、3月6日時点でも変わらないのかなということを思います。助成制度についての検討は進めていただけるものと、今、お聞きしましたので、来年度、子供たちがこうしたことで苦しむことがないような態勢を整えていただければと、重ねてお願いを申し上げます。以上です。

企画ダム対策課長 今、議員から私のほうに対しまして、5点ほど再質問があったと思います。まず資格のさらに検討ということですが、議員御指摘のとおり、資格を増やすということは就職の選択肢が広がるということが考えられます。ただ資格といたしましても、無数にありまして、絞り込み等も難しい点もございませぬけれども、先ほど申しましたように、来年度の様子等をいろいろ分析しながら検討していくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、金額の面でございますけれども、先ほど申したように、食費ですとかその他通学の定期代等も自宅通学の場合はかかっていると思ひまして、そういった面を考慮しますと、はっきりした金額等は申し上げられませぬけれども、今の現行のこの3万円という金額がある程度妥当な金額ではないかということで判断しております。

次に、各郡内の町村の状況もお知らせいただきましたけれども、奨学金制度に関しましては、また上級の大学等に行きますと、日本学生支援機構等の制度等もございませぬので、しっかりとそのへんの活用というのも考慮に入れていただきながら、いろいろな町の制度であるとかそういった機構の制度とか、そういったも

のの活用も考えていっていただくのがよいのではないかと考えております。

次に、返還金免除の件でございますけれども、この件につきましては、当初この制度ができたときには、就業のほうが目的ということで、議員のようなお考えの制度でありましたけれども、途中で定住のほうに目的としたこういった制度に変えているという経緯がございますので、今の町のほうとしましても、我々がやっておりますのは、移住定住アクションプランに則って、そういったことを推進しておりますので、今のこの制度を続けていきたいというふうに思っております。

で、5点目の同窓会でございますけれども、やってくればよいというような判断ではございませんで、やっていただけるなかで、町のPRですとか、そういったことをしていただくような、我々としてもみなさんに働きかけをしていきたいと。そういう考えでおりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

- 1 加藤 御回答ありがとうございます。なかなか考えていることが伝わりにくいのかなということで、少し残念な面もあるわけですが、ただこれから設楽町が本当に大変な状況をむかえるなかで子供たちが学びの世界に入っていくということを考えるならば、こうした補助をしていくというのは、とても重要な施策になってくるのかなということで、質問を2回続けてさせていただきました。町の基本的な姿勢として、子育てが大事なポイントであることは、前からいろいろな場面で町長さんもお話になっているわけですが、こうした具体的な手を打つ。先ほども言いましたように、卒業式等で「がんばれよ」と「今日は期待しとるぞ」ということを述べていただくわけですが、具体的な手を持たないというふうな子供たちが大多数であるということに関しての思いというのは、私も、出席されたみなさんも一緒ではないかなということを思うわけですが、そのへんのことと、それからインフルエンザ対策について御検討をいただけるということ、お答えをいただいたわけですが、そのことも含めて町長さんから御回答をいただけたらというふうに思いますが、よろしくお願ひします。

町長 それでは私から改めてというか、今、担当課長が申し上げたことが全てではありませんけれども、私の思いとしてもお答えをさせていただきます。まず、この給付型奨学金制度についてであります。議員が御指摘をしていただいたようにですね、奨学金制度のもともとのあり方というのは目的を持って、生徒、子供さんたちが教育の幅というものを広げていける、そういう環境づくりのためにまた機会を増やすということにもつながれるような助成ということも含めて、こうした奨学金制度を設けるわけでもありますけれども、それはもちろんそういうことも含めながら、それとあわせて、今申し上げましたようにですね、やはり町として特別そういった子供たちが将来にわたって、この町に、将来的に活躍してもらえるような、そんな場면을期待をしながら、こうした制度も設けたいという思いのなかで、定住対策と兼ねるというわけではありませんけれども、そういったことが、含めて、将来の若い人たちの力になっていければということで、こうした制度を設けたいというようなことで考えておるわけであります。今、いろいろ問われておりますようにですね、御意見等もいただきました。そういうようなことで、こうした制度の拡充についてはですね、金額のあり方も含めて、今後検討をしていく。そうして必要となることであるなら、この交付額の幅も広げていくということも考えてまいりたいというふうに思っております。

そして、同窓会の補助制度についてであります。課長も申し上げましたよう

に、同窓会の人たちがですね、卒業してから、みなさんがふるさとのことを思い、そして考えておっていただくなかで、応援をしていきたい。それは本当にありがたいことでもあります。で、そのための資金を考えたらどうかという御提案でもありますけれども、それも含めてというか、同窓会に特化せずにですね、私はこうして多方面にわたって、町を応援していただけるようなことを、広く政策的に考える必要があるかなというふうにも思っておるところであります。

そして3つ目のというか2つ目の質問のインフルエンザの対応についてであります。御質問のなかで、結論として申し上げますのは、18歳以下の予防接種を無料化にという、全額助成という御要望というか、御意見であります。私もですね、現在、18歳以下の医療費については、町が全額これ負担をしております。要は、そうしたことを勘案するとですね、18歳未満の子供さんたちが病気にかからなければ必然的に町費の負担も減ってくるというようなことにつながるわけがあります。そういうことも兼ね備えてですね、考えていくと、こうした全額、インフルエンザの予防接種代も全額負担にするということであれば、接種率の当然上がっていく。そしてそのことが基になって、お医者さんにかかる機会も少なくなっていく。そういったことにつながるということで、この町が負担をするということについては、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

1 加藤 御丁寧な御回答をいただきました。ありがとうございました。以上で、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これに加藤弘文君の質問を終わります。

議長 次に7番熊谷勝君の質問を許します。

7番 通告に基づき一般質問をいたしたいと思いますが、先の12月議会において、私の健康管理、注意不足により12月議会を全休し、議長はじめ各議員、町長はじめ執行部のみなさまに大変多大な御迷惑をおかけしましたことを、この場を借りて心よりお詫び申し上げます。今後ですね、健康に十分留意をしてこのようなことのないように、議会活動にまい進をしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、遅まきながら、町長、教育長の御就任おめでとうございます。本来は12月議会でお祝いを申し上げるところですが、前段申し上げたとおり、私、欠席ということでしたので、あらためてお祝いを申し上げたいと思います。

高度成長期が終わり、少子高齢化が進み、世の中が1年ごとに大変大きく変化し、昔のようにあうんの呼吸で執り行うことのできない時代となりました。町行政の舵取り役として、大変厳しい状況であると御推察を申し上げますが、2人とも自分で選んだ道ですから、設楽町の発展のためにも優秀な職員の能力を最大限引き出し、全力でがんばっていただきたいというふうに思います。3月2日に町長、教育長の施政方針がありました。町長の施政方針について感じたこと、まさに少子高齢化、なかなか歯止めがかからないのはまさしく設楽町だけでなく、全国的な問題であります。先の設楽中学の卒業生の将来の夢のなかに23名中5名の生徒が、将来地元で働きたいと考えていることを十分認識していただき、ぜひかなえられる施策を考えることが必要ではないか。長野県のある町村では、人

口が増えているところがあるようですが、参考にして、設楽町行政に取り組んでいただきたい。設楽ダム湖周辺事業として、仮称ではありますが、道の駅の整備等が計画されておりますが、寒狭川漁業組合がダムによって衰退することのないような環境整備等が計画されていないのはなぜか、早急に対策を考えることを提言をいたします。三期目はダム関連事業を離れた、横山しかできない横山カラーを色濃く出し、将来に夢を与える思い切った行政運営を今後期待するものであります。教育長の施政方針については、今の教育関係は大変変化が激しく、日本の教育が大きくかわろうとしているかのようにみえるが、がんばっていただきたい。近隣では児童数の減少等を理由に学校の再編成が行われる予定していると述べられていますが、まだ設楽町においては、小中学校適正配置検討委員会を立ち上げ、諸問題を調査しながら学校のあり方について提言書をまとめるようですが、通常、5年の時間をかけてやっていたのでは、何の意味もないのではないかと。早々に立ち上げ、早く結論を出し、実行することを強く望みます。

さて、遅くなりましたが、通告に基づき3点について質問をいたします。1点目は北設医療体制についてお伺いいたします。北設楽郡内の医療環境は、数年前までは大変医師不足で、設楽町、豊根村で常勤医師が不在となり、地域の医療体制が路頭に迷う事態に追い込まれました。町村長、職員も愛知県の働きを行い、必死に対応におわれた時期がありましたが、この近年に両町村とも常勤医師が確保され、これで北設医療体制も東栄病院を核として3町村共通認識を持って課題に取り組み、地域医療ができると思っていましたが、前々から東栄病院は新しく病院を建て、理解していましたが、新聞報道によると、診療所に縮小することのこと。そうすれば医療協議会で定められた方針が変わるのでないか。特に300万円の拠出金はどうなるのか。今後の医療体制はどのようなになるのか。

2点目は医療控除の改正による医療費のお知らせ。

3点目は退職者についてであります。以上で第1回目の質問を終わります。

津具総合支所長 それでは管理課から北設医療体制についてお答えをさせていただきます。現在、北設楽郡3町村では「北設楽郡医療等に関する協議会」を平成25年12月に立ち上げ、郡内の医療等に関するさまざまな問題について協議をしてきました。特に医師の確保につきましては、構成する3町村、郡医師会、県関係機関などと綿密な連携を図り、努力をしてきているところです。つく診療所で常勤医師を確保できたのも、町としての努力のみならず、協議会のなかで協議しつつ連携を密にとり、協調してことにあたった成果であると考えられます。今まで協議会の協議内容は、東栄病院が中心となり、東栄病院を核として3町村の共通認識のもと、最近では電子カルテの導入や医療連携姿勢の構築など事業に取り組んできましたが、今後も3町村の連携は地域医療にとって必要不可欠なものと考えています。

新聞報道にもありました東栄病院に関することですが、協議会のなかで東栄町から報告があったのは、10月4日第2回北設楽郡医療等に関する協議会においてです。あくまで中間報告という形で「東栄町医療センター施設整備基本構想・基本計画案」の報告がありました。そのなかで今後の方向性ということで、平成30年4月、東栄病院の東栄町直営化、平成31年4月、現在地で状況により病院から有床診療所に変更、平成32年9月、病床を廃止し、無床診療所を新たに整備していくという内容でした。ただし、平成31年4月以降についてはまだ確定し

たものではないということでした。

病院が北設楽郡内からなくなっても、北設楽郡の地域医療のため3町村共同して問題点や課題に継続して取り組んでいく必要があります。この協議会がなくなるということはありません。東栄病院が診療所になった場合の協議会のあり方については、東栄町の状況を踏まえながら今後検討をしていく必要があると考えております。

平成26年度に拠出した300万円ですが、3町村合算して900万円ということになりますが、資金管理は事務局である東栄町で行っています。平成28年度の決算の数値は、残高が5,894,292円となっており、3年間で310万円ほど支出しております。その内訳ですが、看護師就労助成に120万円、理学療法士の派遣に91万円、医療従事者の資質向上に係る病院職員の派遣に74万円、事務局費に19万円などとなっています。今後の使用計画につきましては、規約に沿った3町村連携でおこなう事業については支出できることになっていますので、看護師就労助成事業など既存の事業とともに、今後協議会で新しい事業を行っていく際には、この資金を最大限活用していきたいと考えています。以上です。

財政課長 私の方からは2点目の医療費控除についてお答えしたいと思います。今現在、申告受付中ではありますが、平成29年所得税の確定申告から適用されます医療費控除の明細書は、2項目からなっております。まず1番目として、議員御指摘の医療費通知に関する事項がございます。2番目の項目といたしまして、医療費のお知らせですね、それ以外の明細という2項目から構成されております。最初の医療費通知に関する事項では、医療費通知に示されている合計額を記載することとなっております。で、2番目の医療費の明細では、医療を受けました家族ごと、病院・薬局ごと、それから診療・治療、介護サービス、医薬品購入の医療費の区分ごとに支払った医療費の額を記載することとなっております。したがって、議員御心配の件につきましては、医療費のお知らせ分については、最初の1番目の医療費通知に関する事項に記載していただいて、11月、12月分をはじめとする「医療費のお知らせ」以外の分につきましては、医療費の明細に記載することとなっております。「医療費のお知らせ」は通常3か月ほど遅れて通知されます。これは医療機関から保健機関のほうに通知がいくのが約2か月ほどかかりまして、で、そのあとそれを通知にする作業に1か月ほど時間を要すようでありまして、で、だいたい3か月遅れでくるということから、議員御指摘の10月分までしか確定申告の時期には間に合わないというものとなっております。で、現在受付しております確定申告の内容で、その医療費通知を持ってみえる納税者の方おるのですが、これにつきましても、前年ですね、平成28年の11月、または10月から29年の10月分までといったような内容になっておりまして、該当にならない部分と該当になる部分、それから議員御指摘の11月、12月分は記載されておられませんので、どちらにしてもこの通知、お知らせだけでは申告にはちょっと足りないといったこととなっております。で、国税庁のほうでも、このことは十分承知しておりまして、これを踏まえて医療費控除の明細の様式を示しております。詳しくは、医療費控除の明細の様式を見ていただければわかるかと思っております。以上です。

総務課長 29年度退職者は何人かということですが、全部で15名を予定をさせていただいております。で、本年度末をもって退職をされる方はですね、定年

退職としまして、原田教育課長、佐々木町民課長、佐々木津具総合支所長、氏原保健福祉センター所長、竹下田口共同処理場の調理員の5名です。また勸奨退職で、伊藤議会事務局長と園原生活課次長が退職します。その他に依願退職で、保育士1名と主事1名が退職します。あと再任用期間満了ということで主事1名、調理員2名、また嘱託職員の3名が退職するという状況になっております。以上です。

7 熊谷 まずですね、最初に北設医療についてお伺いしますけれども、いろいろ説明がありました。1番ここでね、聞きたいなと思ったのは、300万円の拠出金をどのようなのかって、私が前回の全協でしたかね、北設楽郡医療等に関する協議会の中間報告に基づいてね、基本的にそれをもって理解しているわけですが、その以降ですね、先ほど申し上げましたように、設楽町が本当に津具の診療所の先生が辞められた。そして続いて豊根村がね、医師がいないということで、横山町長、そして伊藤村長がですね、必死になって愛知県のほうへ、また職員のみなさんも行かれてですね、やってきた。そしたら、設楽がね、急きよ、先ほど佐々木支所長から説明がありました協議会でも「努力」と言われて発表されましたが、私はね、聞いたところによると、津具支所の職員、看護、診療所含めてね、みなさんが本当にこの事態を深刻に受け止めて、職員が先生に声をかけて、声をかけて先生の承諾をとって、そして津具の常勤医師としてやっていただけるという話を聞いておるのですが、まさしくそれは本当なのか。職員の努力によって常勤ができたということは確かなのかを確認させていただきたいと思うのですが。

津具総合支所長 今、つぐ診療所にみえています医師の先生は、もともと足助病院にいた先生でございまして、つぐ診療所のほうに派遣ということで来ておりました。で、名倉在住の先生でございまして、この先生をつかまえようということで、いろいろコミュニケーションをとったり、診療所の職員とコミュニケーションいろいろとったりですね、それから東栄病院からも院長とかそういう方が来ていただきましたり、いろいろコミュニケーション図っておりました。で、なんとか今の医師の先生を確保できたということでございます。以上です。

7 熊谷 これもですね、やはりそこで働いている職員が一生懸命そういうことを真剣に取り組んだ結果だろうと。大変、この場を借りてね、つぐ診療所のみなさんには、また支所におけるみなさんの努力だろうと、大変これは評価することだと思っております。

それではですね、先ほど、中途、あちこちしておりますけれども、私が思うにですよ、今、設楽町、豊根が大変医者不足で悩んでおったのが一応解決をしたと。まず今後数年間はですね、先生が勤めていただけるうちは医師不足ということの心配はないと思います。まだ東栄も安定していけるんだらうと。他の町村のことをいうことはちょっとタブーかと思いますが、東栄町は東栄町でやっておりますので、これに対しては異議はございませんけれども、当初、東栄病院を、東栄の中核のそこへね、今、協議されておるのですが、今のままの東栄病院を今の現地から町のほうへ代わるというふうには、私は理解、移転をするんだというふうには理解しておったわけですが、今回、東栄町は東栄町の悩みがあるかと思うのですけれども、縮小されてくることにより、診療所という形になってきますと、じゃあ今後、どのくらいの規模になるか、ちょっとわかりませんが、そうすると東栄病院を核として北設医療をやっていくこと大丈夫か。こういう言い方失礼で

すが、核となるべきものなのか今までと体系が変わってきますから、そのへんがどのような方向を考えられているかを御説明願いたいと思うのですが。

津具総合支所長 東栄病院ですけれども、今後、予定としましては、無床の診療所に代わっていく方向性だということを、まだ聞いている段階でございまして、実際に規模がどの程度になるかとか、そういうことはまだまったく聞いていない段階でございまして、何とも言えませんけれども、病院がですね診療所になるという、なった場合につきましては確かに今までのようなリーダーシップは取れていけないのではないのかと思います。が、この協議会につきましては、たとえ東栄病院が診療所になりましても、これは北設楽郡内の医療を確保する必要がございまして、今後その点につきましては、病院が診療所になったということに関しまして今後ですね、協議会のほうでも今後どうしていくのかということ、話し合われていくものと考えております。以上です。

7 熊谷 先ほど2町村が、一応医師不足が解消されたわけですが、今現在、まだ新城病院からの支援は受けていますか。

津具総合支所長 東栄病院が新城病院の支援をしているかということによろしいでしょうか。今でもですね、新城市民病院から派遣の医師が来ているということは聞いております。以上です。

7 熊谷 わかりました。いろいろとですね、この医療問題は大変ですね、難しいところではありますが、3町村のそれぞれの方向性があるかと思いますが、しっかりとですね、北設の医療体制が、前のような医師不足というような形にならないように、各機関と調整をしてですね、よりよい医療体制を作っていただきたいなというふうに思っています。

それとですね、先ほど、私が一番聞きたいのは、この300万円でございます。数字に約600万円位の残高があるというですね、詳細もどのように使われたというようなあれがありました。説明がありましたけれども、そうすると、310万円を支払ったということですね。1年間で310万円だったと。1年間ですか。答弁を願います。

津具総合支所長 先ほど説明をしました310万円ほど支出があると答弁いたしましたけれども、これは26年、27年、28年と3年間についてでございます。以上です。

7 熊谷 そうすると1年間100万ということですね。そうするとですね、これを中間報告の資料によると、郡内医療従事者の処遇改善等に要する費用を300万円を拠出するということが決められたわけですね。そうすると、先ほどの、ちょっとメモができなんでしょうけれども、看護婦のこれ給与、給与に120万円助成したと。そうすると単純に言うと3年間で約40万かな、40万補填したということですか。

津具総合支所長 先ほど説明しました看護師就労助成のことだと思いますけれども、これは看護師が病院とか、診療所に新たに入った場合に支度金というような形で、1人30万円を助成していくと。協議会のなかの事業で。そういう事業でございまして、給与とかそういうことではございません。以上です。

7 熊谷 これの300万円の使い方の計画というのは定まっているのですか。

津具総合支所長 毎年度ですね、事業計画を協議会でたてまして、それについて予算をつけております。以上です。

7 熊谷 今の説明を聞いておおよそわかったのですが、私は当初ね、この300万を、こういう1つの約束事があって、それに基づいてね、行政ですから間違いなくや

っていると思ったのですが、東栄病院が縮小することによってね、東栄病院が核にはならないだろうと。入院施設があるようですが、核にはならないのではないのかと。そうすれば、この300万はね、不要ではないかという、私は疑問をもったわけですが、その点いかがでしょうか。

津具総合支所長 東栄病院が核ではなくなるとか、そういうことではなくて、北設3町村、全体で、たとえば看護師不足はありますので、協議会で新しく就職された看護師に30万円、支度金を払いますよというようなことをやっておりますので、東栄病院が核とかそういうことではございませんので、御理解をお願いします。

7 熊谷 これは全員協議会のなかだったと思うのですが、これはどうなっていますか。東栄病院から平成26年12月から27年末まで、一応試行期間として1週1回訪問リハビリをしたらどうかということで、これが行われるということという回答されているのですが、これは対象者は6人程度だということですが、このへんの状況というのはわかりますか。

津具総合支所長 理学療法士の派遣につきましては、平成27年1月から3月までだったと思いますけれども、理学療法士を協議会のほうから報酬を払いましてつぐ診療所のほうでリハビリを行いました。これ、お試し期間ということだったのですけれども、理学療法士のリハビリをしております。で、それは協議会のほうから報酬出ておりますけれども、それで診療報酬はつぐの診療所に入っております。それからもしやってみた形で、よかったらそのまま引き続きやりましょうということで、大変人気があったものですから、この理学療法士の派遣。東栄病院から来ていただきましたけれども、そのまま27年4月からはつぐ診療所のほうで報酬を払って理学療法士に来ていただいて、リハビリを続けております。以上です。

7 熊谷 これは大変ね、私持っている資料が中間報告、26から27年頃の全員協議会の資料ですが、これとね、この当時と今と状況がだいぶ変わっているわね。状況がね、先ほど言ったように、津具も安定した。豊根も安定した。東栄がね移転というような問題も前々からありましたが、そこも医師不足というような問題出て、状況が大変変わっているというふうに理解しているわけですが、これが全部前回の全員協議会で発表された状況とは変わっているかと思いますが、この中にですね、これ前回のある議員のですね、質問のなかでね、こういうこと言われているのですね。「初めの趣旨からすると、それにふさわしい活動が行われているのかなという疑問があります」と。「姿勢がなかなか伝わってこないという、うかがいしれないというところがあるのですが」という質問があるのですが、そのへんはどういうふうに理解されてますか。ちょっと回答に困るかな。困れば困ったでいいですよ。

津具総合支所長 姿勢というか、やっぱり3町村共同でやっていくということですね。最近では先ほど言いましたけれども、電子カルテの導入については、東栄病院が主導していただきまして、いろいろ教えていただいたりですね、3町村でやってきました。それから今年やっております電子カルテを基にして医療連携システムございますけれども、それも今年導入したわけでございますけれども、東栄病院が中心になっていただきまして、いろいろやり方があるものですから、システム上。そういうことも主導していただいておりますので、いろいろ協議会の活動としましては、いろいろやっております。以上です。

7 熊谷 ともかくね、300万円の使い道もわかりました。それから北設医療もですね、

これからも協議会を含めて中心にやっていかれるということですから、ぜひですね、先ほど言ったように、北設医療体制がね、迷うことなく3町村の連携をよくして、多くの利用が増えるように努力をしていただきたい。特に津具においてはね、常勤医師、努力をされ、職員が努力をされたということは評価できるのでございますので、職員をほめておいてやっていただきたいというふうに思っています。ですから、300万円の使い道を、運営をうまくしてね、わかればどのように計画して、使っていくんだということを議会に示させていただくとよいかないというふうに思っております。

それでは次ですね、医療費控除についてお伺いしますけれども、大変細かくですね、説明してくれてですね、私がただ知りたいのはね、自分自身が確定申告をやっているわけですので、なかなか高齢とともにですね、パソコンでやるのおっくうになってですね、「インターネットでやってください」とか言われますけれども、ただこれを、資料をね、配付されたときに読んだ時に、先ほど回答がありましたけれども、10月までだね。ある人にもこれ聞かれたんです。それで10月分しかないけれども、たとえば、30年だと10月までね、あと11、12がないと。その分はどうなるんだろうと。たぶんね、私個人的な理解としては、今年度は10月分やっておいて、来年からなのかななんて思ったりね、いろいろしたのですが、2通りのやり方があるというように理解をしたのですが、まとめたものを全部町のほうからね、保険あれかもしれん、厚生かわかりませんが、まとめたものを1年分あらためて送ってくれるのか。お知らせしてくれるのか。それとも今までどおりの通知書ですか、を10月分まででやるとか、そのへんちょっとね、回答をいただいたようですが、それが理解できなかつたもので、再度、ゆっくり言ってほしい。

財政課長 先ほども申し上げたのですが、医療費のお知らせは保険組合って、一番大きなところがあるのですが、そこは1年分まとめて発送されるようで、先ほどもお話したのですが、実際に持ってみえたものを見ますと、28年の11月、10月くらいから、29年の10月分までの1年間について通知があります。そうすると、議員御指摘の11月と12月分、29年の、その2か月分が欠如しています。その代わり、不要な28年の2か月分が入ったものが来ます。で、財政課が申告受付しているときに、みなさん御存知だと思うのですが、できるだけお年寄りとか多いものですから、こちらのほうで医療費の明細を作成してあげることに心掛けております。で、その場合に、医療費のお知らせを持ってきた場合は、そのお知らせに書いてある納税者の方、負担された分の合計額を1番のほうの医療費の明細の欄に記入します。で、残り、たとえばドラッグストアとかでですね、風邪薬を買ったとかですね、そういうのも今までと同様、対象になりますので、そういった分は医療費のお知らせには当然入っておりません。ですので、そういったものも含めて医療費の控除を申告することになりますので、そういったものは2番目の明細のほうに病院ごと、それから御家族ごと、で、治療とか薬を買ったとか、介護を受けたっていう、そういう内容ですね、を仕分けをして、それで医療費の明細というのを作成することになります。ですので、申告にみえた方は、特に財政課のほうで申告していただければ、今までどおり煩わせるようなことはございません。で、新しい制度は、今までだめだった医療費のお知らせというのを使うことができますよということでもありますので、考え方としてはですね、全く今までと

何ら変わらないわけです。ですので、できれば今回通知した内容のなかにあるんですが、「その御家族ごと、それから医療機関ごとに仕分けだけしてください」というお願いをしたら、その効果非常にありまして、みなさん、今回、結構ですね、領収書どさっと提出されるんじゃないくて、こちらのほうでお願いしたように、医療機関ごと、御家族ごとにゴムで領収書をまとめたりして提出していただいております。非常な作業のほう結構スムーズに進んでおります。ですので、その通知も、財政課としては非常に効果があったなというふうに実感しております。ですので、簡単にいうと、先ほどから申し上げたように、医療費のお知らせの合計とそれ以外の部分を仕分けをして明細を作成するというので、医療費のお知らせを持ってみえても、その医療費の明細っていう国税庁が示している様式には合計額を記載することになりますので、ただ単にそれだけをもっていただければいいという、そういう内容ではありません。以上です。

7 熊谷 なかなか簡単だとはいうけどね、やってみますと、若いね、課長くらいの頭だとぱっぱとわかるだが、高齢化とともにですね理解が薄くなるというようなことで、再度、これをもらってね、配付されてみて「ああ、そういうことか」と。おおよそのことわかりましたが、先ほど言った2か月分はどうなるかという疑問点がありました。これを広報か何かでまた今説明されたようなのを、まだまだ家族ごとに分けるということはいいのですが、そのへんでも意味がやはりわからないとせっかくの控除ができなくなりますので、よろしく。年寄りむけな文書でひとつお願いをしたいと。

そして時間まだ余裕があるわけですが、3番目のその他ですね、先ほど総務課長から退職者等が発表されました。全員で15人と。定年で課長クラスで5人のみなさんが退職されるというようございまして。ここでですね、30年から40年にかけて地方公務員としてがんばってこられましたですね、それぞれの課長のみなさんにですね、最後の言葉をいただきたいと思っておったのですが、まだまだ議会がですね、23日まで10何日間課長としてがんばらなくてはなりませんので、本当は個人的には一人ひとり言ってですね、後輩、そして我々議員に対して、一言ずつコメントをいただければと思っておりましたけれども、これは議長にですね、お預かりしてですね、最終議会にそれぞれ退職されるみなさんのコメントをいただければと、議長に一任をしたいということで、私の一般質問は終わります。

議長 これを熊谷勝君の質問を終わります。

休憩をとりたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時50分までとします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に2番今泉吉人君の質問を許します。

2 今泉 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づいて一般質問致します。それでは1件目、設楽町に地域づくり協議会の設置についてお話ししたいと思います。急速に過疎化が進む中、町の将来像と活性化を図る一つとして、町がまちづくりを実施しています。そこで、私は、設楽町も地域づくり協議会という組織を発足すれば、より良い、まちづくりと活性化に繋がると思います。これはある自治体が行っている地域づくり骨子です。地域づくり協議会とは、統

合された地域への交付金、委託金の受け皿になるなど新しい地域自治の仕組みです。今までは、別々に活動することが多かった地域の団体などが、地域づくり協議会と同じテーブルにつき、地域のことを一緒に考え実行することであり、地域内で解決できることは地域で、できないことは地域づくり協議会が行い、それでもできないことは行政側が行うシステムで、相互補完的な関係を目指すというものです。その活動内容をみますと、地域の交通安全協会、防犯協会、社会福祉協議会、高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、資源回収推進協議会、地域、学校外活動推進協議会、自主防災連絡協議会などになっています。

設楽町では、第2次設楽町総合計画の第3章基本構想で10年後の将来像を掲げ、まちづくりの行動指針をあげています。その内容は、6項目に分かれています。「1 みんなが主役の全員協働のまちづくり」「2 森と水が生きる環境共生のまちづくり」「3 地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」「4 安全で快適な暮らしやすいまちづくり」「5 支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」「6 人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」となっています。その中の1項目、みんなが主役の全員協働のまちづくりをとりあげてみました。今、一番の課題は、人口減少です。2月1日現在、設楽町の人口は4937名で、昨年8月1日から6か月間で62名減っています。年度末には、4800台に突入するのではないかと危惧しています。このまま、何もしないと設楽町も将来消滅してしまうというショッキングなデータもあります。それを阻止するため、高齢者まちづくり会議、昨晚も行われました設楽町観光まちづくりワーキンググループのアクションプラン並びに町民が中心となって立ち上げた、4地区の移住定住推進組織が活躍し、がんばっており、地域おこし協力隊なども設楽町のために、地域産業で活動し盛り上げています。これらの上層部として、地域づくり協議会を発足し、町が主役になり、4地区を基本にし、共同体を立ち上げる気構えがありませんか、聞きたいと思います。

そこで質問ですが、1先程申し上げました6項目の指針は、町長の施政方針にも取り上げられ2017年から2026年の計画ですが、現時点で、どのくらい達成し、今後の推進方策を再度お聞きしたいです。

2町長の施政方針で、安心して暮らせるまちづくりを目指し、移住定住促進施策に力を注ぎ、人口減少を食い止めたいと申しているように、町が中心となり、全員協働のまちづくりを行い、町と町民の橋渡しになる協議会を設置すれば、活力溢れる町に変貌するのではないかと思います。それにはいくつかの課題もあると思いますが、町としては、まちづくりの将来像をどのように描いていくのか、その手段と方法をお聞きしたい。

2つ目にいきます。これは津具のことですが、つぐグリーンプラザ内に飲食店の誘致の声を取り上げました。津具地区には以前、つぐグリーンプラザの一角に飲食店があり、設置当時は活気に溢れ、地区員はもとより区外の方も利用していました。ところが、時代の流れと経済的の面から業者が廃業する羽目になってしまいました。その後、数年経過した今日この頃、地区員の方々から「津具に飲食店を復活して欲しい」旨の声が出始めました。これは、津具地区で、会合や用事、各種行事を開催した場合、すぐに食べられる飲食

店がないため困っているのが実態です。このようなことから、その復活と施策はないかと要望が伝わってきています。私も津具区民の住民であり、飲食店が存在していた当時は、昼夜共に利用していました。設楽町内の飲食店は、田口地区、スーパー、食堂、喫茶店など多数存在しており、皆さんが利用しています。この背景には、官公庁が多く点在していることもその原因だと思います。これらのお客さんが出入りしていることについては、その原因になっていると思われまゝ。しかし、一步同町を離れると飲食店もなく、食事もとれない地区に遭遇します。名倉地区には、喫茶店を兼ねた飲食店がありました。ここも廃業し、今は焼き肉店、民宿を兼ねた喫茶店、道の駅の飲食店があります。清嶺地区には、八雲苑、田峯観音茶屋、コンビニなどがあります。津具地区には、スーパー、民宿などもあります。住民らのコミュニケーションを図る飲食店などが無いので、住民から不満の声が聞かれます。これをほっとくとますます過疎地域になってしまいます。

そこで質問ですが、津具地区の活性化を図る目的で、経済的の使用料を大幅に減額か免除するように条例改正し、つぐグリーンプラザの一角に以前のように飲食店の誘致をしたいと声があるが、町からの温かい助け舟がないかお聞きしたい。

2町長は、活気あるまちづくりの公約をしているが、津具地区の現状を鑑み、住民に活力を与え喜んで貰える、飲食店を要望したいと思います。町長の機敏なる発想と手段方法がないかお聞きしたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

企画ダム対策課長 今泉議員から、ただいま2件の御質問をいただきました。それでは私から1件目の地域づくり協議会に関する御質問についてお答えさせていただきます。

まず、個々の御質問にお答えする前に、取り組み状況などについて御説明させていただきます。設楽町では、平成29年度から10年間のまちづくりの基礎となります第2次総合計画に基づき、現在さまざまな取り組みを進めております。この計画におきましては、今泉議員の御説明にもありましたように、6つの分野別行動指針により具体的な取り組み内容を示しておりますが、今回の計画では「みんなが主役の全員協働のまちづくり」をあえてその1番に掲げております。これは、町からの働きかけを主体として取り組む旧来のまちづくりから脱却して、地域住民や事業者などと行政が一緒になって全員協働の視点で取り組んでいくことが、これからのまちづくりの根幹となる、というビジョンを明確にするものでございます。当計画では、そのための具体的な取り組みとしまして、小規模多機能自治組織の編成や移住定住対策の推進などを掲げております。町内4地区のまちづくり組織では、住民のみなさまがまさに主体となって地域の課題を乗り越えるために、手弁当でがんばっておられます。町としましても、移住定住推進室が中心となって、それぞれのお手伝いをさせていただいておりますが、現時点では各地区それぞれの地域課題があるように、それぞれの特色や考え方に基づいたそれぞれの熟度や進捗度合にあった進め方を今していると認識しております。

そうした背景を踏まえまして、まず1点目の御質問、第2次総合計画6項目の達成状況、今後の推進方策ということでございますけれども、ここに掲載されております個別の事業ごとの数値的な達成状況につきましては、この場の説明は控

えさせてもらいますが、当計画策定から約1年という段階におきまして、5年間の内に、実施または実施にむけて、具体的の取り組む事業でございます「早よやらまいプロジェクト」これを中心に、課題の整理や関連する組織団体などとの調整など、具体的実現に向けてそれぞれ準備を進めているところでございます。あわせて計画内に明記してございますように、策定後の進捗管理につきまして、適正かつ定期的に検証作業、これを行ってまいります。

次に御質問2のまちづくりの将来像、地域づくり協議会といった御質問でございます。総合計画の基本構想のなかで「10年後の将来像」を「まちに活気・まちに愛着・まちに自信」と定めまして、その実現のために行政・住民・事業者などまちづくりの担い手が共通認識を持ちまして「全員協働のまちづくり」に取り組んでいくこととしております。その中核となります小規模多機能自治組織である地域づくり協議会につきましては、設楽町らしい組織体系で進められないか模索しているところでございまして、明確な方向性はこれから示すこととなります。こうしたことから、各地区それぞれの熟度や進捗度合いを踏まえつつ、議員の言われる各地区を統括するような上位組織のあり方を検討しながら、現時点では引き続き4地区の特色・個性をいかした取り組み体制の充実を目指すことに力点を置くべきと考えております。

以上のように、今回御提案のほか幅広く御意見をいただきながら、まちづくりの最上位計画であります当計画の順守のもと鋭意取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

津具総合支所長 それでは支所管理課から、つぐグリーンプラザのレストラン関係についてお答えします。つぐグリーンプラザでは、プラザの運用開始以来、レストランが業者による経営で営業されてきました。一時空きになっていた時期もありましたが、次の業者が入り、平成26年3月まで営業がされてきました。しかし26年4月から4年間は空きの状態となっています。使用料につきましては、旧津具村の時から月額48,000円で徴収していますけれども、光熱水費も事業者負担となりますので、営業のやり方にもよりますけれども、光熱水費が月に13,000円ほどかかっておりましたので、あわせて月額61,000円ほどの使用料が当時発生していました。使用料の減額が免除ということですがけれども、現在レストランに設置してあります設備、冷蔵庫とか炊飯器などの機器も購入から20年経過しまして耐用年数も過ぎておりますので、修繕とかまたは新しく更新していく必要がございます。それらの機器を維持していく経費がかかりますので、使用料の減額とか免除はできない状況です。しかしながら、業者決定後、業者との協議のなかにおいて、町として優遇できることがあれば検討していくことは可能です。

業者の誘致につきましては、今後、設楽町ホームページや広報誌に掲載したり、チラシを作成して配布するなど積極的なPRを行い、経営する方を募集していきたいと考えています。以上です。

2今泉 先ほども申し上げましたとおりに、地域づくり協議会というものを、やっぱり今4地区の移住定住の組織があります。それぞれの、みんなで活動しているのですが、その上層部としてそういう活動をやって、上層部で話し合いをして情報交換だとか、そういうものをする組織を立ち上げたいということを申し上げたのですが、このようなことは考える意思はないか、それをお聞きしたんです。

企画ダム対策課長 先ほどお答えしたように、上位組織というものにつきましては、

そのあり方なども検討していくことになろうかと思えますけれども、当然、今現在でも4地区のみなさんにつきましては、年に1回、役場のほうに来ていただきまして、それぞれの活動の状況報告ですとか、また町からのまた情報提供ですとか、そういったことを行っておりますので、そういったことを行うようなことも当然必要だと思っておりますけれども、まずは4地区の組織のみなさんが、それぞれの今取り組んでおられることにしっかりと取り組んでいていただきたいというのが、今の私たちの思いでございます。

2 今泉 はい、わかりました。これからもそういうことで、いい面でやっていけば、おそらく新しい目が出てくると思えます。

それでは再質問します。これからも道の駅、歴史民俗資料館、ダム建設など大きな事業になっていきますが、これらも地域活性化に繋がり、地域づくりの協議会と密接な関係をもたらすと思えます。同協議会の利点は、子供を中心に据えたコミュニティ、子育て、環境、健全育成、地域の防災、防犯、交通安全、独居老人、病弱者、各種情報等の交換ができます。また、まつり、イベント等の交流活動、緑のカーテン、環境美化、休耕田の活用などもできると思えます。それには、4地区の移住定住推進組織並びに各種団体、事業者等から1名を人選し、協議会の組織を立ちあげ事業にあたれば、情報交換もできて、すばらしいまちづくりの体制ができると思えます。また、同組織への交付金や委託金の受け皿にもすれば、町の負担も少なく執務に励めると思えます。この案を町はどのように受け止めてくれるのか、そのお考えをお聞きしたいです。

企画ダム対策課長 最初の御回答ですとか、再質問でもお答えしたような気もしているのですが、そういった組織というものがどうかということもありますけれども、当然、情報提供ですとか、みなさんのその取り組み状況の報告とか、そういったことがそれぞれの組織にまたつながっていけばいいと思っておりますので、またあり方等も検討しながらやっていきたいと思っておりますけれども、まずは当面はこの4地区の組織のみなさんが、いろいろな活動、また地域の課題等を見つけ出していただくことに、しっかりと取り組んでいただきたいなど、役場のほうでは思っております。以上です。

2 今泉 ありがとうございます。なんとかいい組織を立ち上げて、設楽町のまちづくりしてもらいたいと思えます。

続いて、地域づくりの一環として設楽町が春夏秋冬に活動できる行事、イベントなどを利用して、設楽町にもこんなよい催し物があるとPRすることは考えはありませんか。たとえば春ならさくらまつりを計画し、清嶺からスタートし、田口、名倉、津具地区へ。夏なら鮎釣り、森林浴。秋ならまつり、旧所名跡巡り、各種イベント。冬ならそり、スケート、以前あった津具スケート場を復活するとおもしろいと思えます。を盛り込んで、各所にスタンプの押印箱を設け、スタンプラリーを実施し、押印が規定数に達成したなら、商工会、観光協会などに協力依頼して、記念品（特産品）ですね、こういうものを進呈を企画し、観光客を呼び込む作戦を展開するなどの、設楽町を盛り上げる観光手段にしたいと思えますが、町のお考えをお聞きしたいんです。

議長 今泉吉人君、通告以外です。

2 今泉 （録音なし）

議長 今泉君、マイクをお願いします。

2 今泉 いいですか。つぐグリーンプラザには、設楽町のグリーンプラザ条例並びに設楽町使用料条例がありますが、先ほども申しましたが、以前は業者の経済面の負担が大きく、廃業に至ったわけです。平成 17 年 10 月 1 日の条例で、1 か月の使用料 48,000 円です。その他の公共料金を 30,000 円くらい、さらに仕入れ食材などあわせると 100,000 円を超えていると思います。利益をあげるにはそれ相当の売上げしかないと思います。そこでこの使用料を大幅に減額するか、売上に対する利益の歩合制で支払うというようなことが望まれますが、条例改正をするようなことはないでしょうか。お聞きしたいです。

津具総合支所長 使用料については先ほども言いましたけれども、設備等に修繕とか大きな更新をせねばなりませんので、使用料の減免とか免除をする条例を改正をするつもりはございません。以上です。

2 今泉 条例のなかに 48,000 円と、これ高額な価格になっているのですが、あそこの津具高原道路のこの面ノ木道に面ノ木茶屋さんがありましたわね。あれは県がやっていると思います。あれの場合は、公共料金プラスあそこの使用料ですね、1 か月 25,000 円という金額でした。この金額からあわせても、つぐグリーンプラザで、たとえば飲食店をやろうと思っても、あまりにも高いということで、それに対する釣り合いがいかないと思いますが、それはいかがですかね。

津具総合支所長 面ノ木茶屋の 1 月 25,000 円のことにはちょっとわかりませんが、グリーンプラザのですね、使用料の算定につきましては、一応ですね、グリーンプラザ建設当時の建設工事費のレストラン部分の工事費と設備をたしたものですね、耐用年数 65 年の償却率でかけた数字が、約、1 月 48,000 円ということになりますので、その数字で算出しております。以上です。

2 今泉 わかりました。なんとか、もし業者さんが出てやるようになったら、そのかけた使用料ですね、それをなんとか考えてもらえれば助かると思います。グリーンプラザ内には、現在は年間 1、2 回のイベントがありますね。それで 5 年以上も設備された食器、器具が未使用になっています。このままの状態を続けるとますます老朽化が進んでしまい、使い物にならなくなります。これらを防ぐには同所を使ってくれる業者を探さねばなりませんね。町の管理ができなかったら、たとえば公共施設管理協会さんに任せ、同協会から業者を募り、津具地区に以前のように活気溢れた地区をよみがえらされていると思いますが、このようのお考えはないですか。

津具総合支所長 業者さんにつきましては、今後ですね、先ほども言いましたけれども、設楽町のホームページとか、広報誌とか、それからチラシ等を作成しましてですね、積極的に PR していきまして、業者のほうをなんとかレストランをやってもらえるような人がおりましたらですね、一応その方と協議をしていただきまして、検討したいと思っておりますので。以上です。

2 今泉 ありがとうございます。これからもそういうことで、津具のなかのことをなんとか活性化に盛り上げて、私どももそうですが、津具へ行って、あそこでちょっとして、食事だとか懇談会をしたいとか言っても、何もないとやっぱり民家の家でなるようになりますわね。こういうことでは寂しいです。

だからどうしてもあそこに何とか、私は今いろいろ津具のなか聞いて歩いたのですが、ちょこちょこやりたいっていう人も聞いております。その人がもし手をあげてもらえれば、今の使用料ですね、これを何とか条例改正してもっと安くしてみんなに来てもらって楽しく歓談ができるような場所を作ってもらいたいと思います。それを何とか、そのような事態になったら協力してもらいたいと思いますが、いかがですか。

津具総合支所長 やりたいという方がみえるということでございますので、一度ですね、管理課のほうに相談して、その方のほうから相談していただければ協議、いろいろ話し合っている方法がとれると思いますので、そういうことでよろしくをお願いします。

2 今泉 ありがとうございます。何とかそのような人に話しましてあそこでやってもらって、活気ある津具にしたいと思います。最後ですが、いろいろこのまちづくりだとか、いろいろなことあります。グリーンプラザの件もあります。このようなことを最後に、誠に申し訳ないのですが、町長から一言何かいい案がないかお聞きしたいのですが。

町長 今泉吉人さんのまちづくりにむけた、私どもがこうやってあげていくこれからの方針について、いろいろの方面で応援をしていただけるというふうに理解もしております。これから設楽町のまちづくり、いろいろ申し上げておるのですが、やはり行政のみだけで計画を作って、それを進めようとしても、やはりこれが浸透しないというか、それだけでまちづくりが進んでいくとはどうてい考えにくい話であると思っております。そこには、やはり地域の人たちの思い、そして、一緒になってこれからのまちづくりを進めていこうという、強い熱意とまたそれを活動ができる、活躍のできるそういうシステムを作り上げていく。そういうことが必要だというふうに思っております。そのなかの一環として、先ほど課長も申し上げておりますけども、たとえば移住定住対策につなげていくための政策として、町内にある4地区、それぞれの地区単位ごとで、地域に反映できるやり方、また課題、そして取り組む内容等、そうしたものを自らみなさんで思い、また描きながら、活動していただく。そこへ我々行政も一緒になって、行政としての立場でやっていけることを一緒になって共有して、これを進めていく。そうした形が、一緒になっていくことが、この町の将来の発展というか、またそれぞれの課題が進めていける、そんなことにつながっていくんだらうというふうに思っております。したがって、それぞれの地域単位での思い入れ、そしてその活動、そうしたものを総合的にまた町としても取り入れてというか、理解をしながら、これに向けて共有し、協力もしていきたいと。そして一緒になってまちづくりを進めたいというふうに思っております。

そして、このつぐグリーンプラザにある飲食店の誘致でもありますが、やはり地域の人たちが思ってみえることだと思えます。やはり人の集まりの場ですとか、やはり語らいのできるどころ、そういった場所があることによって、その地域での活力にもつながっていくんだらうということも理解もしております。で、その場所で、従来のような場面ができあがるということも、町としても望んでおるところでもありますし、またその利用方法について、今言われておるような費用面について、町として協力ができることがあると

するなら、いろいろ御相談もさせていただきながら、そうした可能性を探って、ここの利用を高めていけるような、そんな状況を作ってもいきたいなと思っております。ぜひ、町もPRをし、また情報発信をしていくことが必要だと思っておりますけれども、やはり地域の人たちとのお話等も伺い、また今お話があったように、もし立ち上げてもいいよというようなお方がおみえになるとするのであれば、ぜひ御紹介もしていただければありがたい。こんなふうに思っております。以上です。

2 今泉 ありがとうございます。そのようなことで、町のまちづくりだとか、それからそのなかの活性化だとか、いろいろやって、何とかいい町にしたいと思えます。で、私の質問を終わります。

議長 これでは今泉吉人君の質問を終わります。

議長 次に5番金田文子君の質問を許します。

5 金田 5番金田文子です。通告に従い、質問いたします。平昌オリンピック、パラリンピックが開催され、明るい気持ちになったり、感動したり、いつもこんなふうな満足したというか、明るい気持ちで暮らしたいなと考えるところです。

さて、自治体行政の仕事は、町民の幸福・利益を図ることで、安心して暮らせることはその根幹です。保育環境・教育環境の整備は、安心して子育てできる重要ポイントです。設楽町で現在、力点を置いている定住・移住促進の視点からも重要です。子ども・子育て支援の会議を傍聴しました。延長保育を18時まで拡大すること、現場の声に応じて保育内容にダンス運動を取り入れることなど、充実を図る方針を表明され好ましく感じました。また、放課後の児童の居場所である児童クラブの整備や、発達障害をもつお子様のために学習支援員を配置するなど、合理的な配慮のもとに進めておられることに敬意を表し、感謝もいたしております。そのうえで、お尋ねします。

通告書の(1)①のところの部分です。2月開催の子ども・子育て会議の中で公言しておられた「保育士バンク」について、その目的と運用を説明ください。保育士不足が懸念される折から、保育士人材のバンク制度があるのは安心なことだと思ったのが率直な感想です。放課後、あるいは夏休み等長期休業中の各小学校児童の居場所、児童クラブについて改善しようとしている点はどんなことですか。お尋ねします。この会議において、子育て中のお母さん委員から、保育料の公費負担による無料化以上に、安心して働ける環境整備を、という声がありました。

続いて(1)②のところですか。健康上の問題から何らかのハンディを持っていらっしゃる方の医療機関受診のための支援について伺います。現場をよく知る委員が、自立支援協議会で発言なさった御意見への対応について見解を伺います。精神的な面でハンディを持つ方に対して、ほかの診療科、例えば内科疾患等の他科受診をすること、

及び通院費用支援の拡大が要請されました。平成30年度はどのように改善される予定ですか。高齢者などのうち、遠距離通院の方についてです。移送サービス料金が距離計算によることに改訂されました。そのため、通院費用が高額になって生活を圧迫し、通院を控える事態が起りかねない状況が報告されました。何らかの負担軽減が必要だと考えられます。負担軽減措置を講じられますか。

次に全員協働の町へ、についてです。第2次総合計画、まちづくりの行動指針の第1項目に「みんなが主役の全員協働のまちづくり」が挙がっています。先ほどの企画課長の言葉をお借りすれば、あえて1番にあげている。協働は、互に働きかける相互作用であり、予算は当該年度の事業・サービスの具体的設計図です。その設計に住民が接近できるようにすること、根拠のある発言ができるように、情報を届け共有する術をもつことは行政として当たり前の姿勢です。町長も町民の皆様の声を傾聴すると表明されていますよね。

それでは、通告書の(2)①のところですか。町民の皆様が、予算編成へ接近する途は開かれていますか。町民の皆様が、行政と対等の立場で自分事としてまちづくりの行動をしていくためには、どんな事業・サービスが必要なのか検討する予算編成の段階からの参画が必要です。然るに、予算編成方針が3月になってから公表されるというのはいかにも納得できかねます。

審議会等各種会議の開催時期と開催の告知は適正でしょうか。私はいくつかの会議を傍聴し、会議記録を閲覧、担当へのヒヤリングを行いました。各種会議が年度末の2月、3月に集中していたようで、どたばた感は否めません。貴重な御意見を、30年度予算に反映することは時間的に難しいです。また、開催告知をされない会議もあり、議員や当事者ですら傍聴がままなりません。開催時期と開催告知について見解、すなわち評価や考え方を求めます。

(2)②のほうにいきます。先ほどの同僚議員の質問にも関係する点が多いと思いますが、もう少し細かいところというか、全体のざっくりしたところでないところについて問いますので、よろしく願います。4地区の地域づくりにおける住民組織と行政の関係、相互作用についてです。田口・清嶺・名倉・津具4地区では、住民主体の地域づくりの取り組みが、公的な予算を使って進行といたしますか、初めてのことなので模索中であります。町民の皆様が生き生きと明るい町づくりに取り組む地域の活性化は、この施策の成否にかかっています。これまでの実践・実績から2点確認します。

住民組織・行政、双方の役割の認識についての齟齬、食い違いはどんな点で、その解消策をどう考えているか質問します。

行政が側面支援すべき事柄の分析・整理をしてあるか伺います。

以上1回目の質問を終わりますが、言い訳に聞こえるようなことはなく、前へ進んでいく答弁をお願いします。

町民課長 では、保育・教育環境の整備についてお答えします。保育士バンクの目的と運用についてです。保育士バンクは、総合戦略の子育て環境の整備の

施策として掲げられ、創設しました。保育士資格を持つ方に勤務できる日、時間、場所を伺い登録しており、保育園、子どもセンター、児童クラブで勤務していただいています。今後は、制度の周知を図り、登録者を増やしてまいります。

次に、放課後・長期休業中の児童の居場所及び改善点についてお答えします。放課後・長期休みの児童の居場所としては、児童クラブで対応しています。自閉症のお子さんの受け入れについては、町の児童クラブで対応するとともに、新城市の施設で受け入れをしていただいています。改善点は、時間の拡大があるかと思いますが、従事する方の確保をしてから検討をしたいと考えています。

次に、障害者・障害児・高齢者の医療機関受診及び通院支援についてです。障害者の他科受診・通院支援の拡大措置についてお答えします。精神障害者1・2級の方は、全疾病の医療費が助成対象となっています。この助成制度は、他の市町村も同様に実施しているところが多く、当面はこの制度を続けていきます。

次に、通院費用の高額負担者の負担軽減についてです。町では移送サービスにより通院に限らず、障害者などの移動の支援をしていますので、今後もこのサービスを続けてまいります。以上です。

総務課長 では、予算編成へ住民がアプローチできる途を開けという質問にお答えをさせていただきたいと思えます。町として、来年度予算に反映させていく一つの手段として、今現在考えていることは、昨年12月の金田敏行議員の一般質問のなかでお答えさせていただきましたように、5月から6月にかけて町内4地区を2回ずつ計8回、住民のみなさんとの意見交換会の場を設けたいと思っております。そのなかで出た意見に対して、年度内にできるもの、次年度予算の編成時に考慮するもの等とか、対応策を検討させていただき、その結果についてホームページに載せたいというふうに思っております。

当然のことながら、いつどんなときでも、住民のみなさんから出された要望については、なるべく新しい年度の予算で応えられるように検討をしていっております。

また予算編成の方針の公表につきましては、毎年10月中に予算編成方針を作成しますので、でき次第ホームページに載せることとします。

次に、審議会等各種会議に開催時期と告知の適正化を求めるという質問ですけれども、次年度予算に関係するものについては、予算編成時までにある程度の内容をまとめなければなりませんので、それまでに答えができるような形で審議会を開くべきものだと思っておりますけれども、いろいろの都合上、間に合わないこともありますので、そのときは中間報告というような形で、方向性だけでも示せばというふうに思っております。

協議会等については、原則、すべて公開というふうにしたいと思っておりますので、開催の告知等につきましては、回覧では時間的な制約も出てきますので、行政無線を通じましてお知らせをしたいというふうに思っております。以上です。

企画ダム対策課長 私からは、4地区の地域づくりにおける住民組織と行政の関係についてという御質問についてお答えさせていただきます。金田議員から

は、2点について御質問をいただいておりますけれども、先ほどの議員がおっしゃるように、今泉議員への御説明と重複することが多くございます。まず町内4地区のまちづくり組織では、住民のみなさんがまさに主体となって地域の課題を乗り越えるために手弁当でがんばっておられます。町としましても、移住定住推進室が中心となりまして、それぞれのお手伝いをさせていただいておりますが、現時点では、各地区それぞれの地域課題がございまして、それぞれの特色や考え方などに基づいたそれぞれの熟度や進捗度合いに合った進め方をしていると認識しているところでございます。

そうした背景を踏まえまして、まず1点目の御質問の「双方の役割と齟齬とその解消について」でございしますが、第2次総合計画基本構想のなかで「10年後の将来像」を「まちに活気・まちに愛着・まちに自信」と定め、その実現のために行政・住民・事業者などまちづくりの担い手が共通認識を持ち「全員協働のまちづくり」に取り組んでいくこととしております。その中核となります小規模多機能自治組織である地域協議会につきましては、設楽町らしい組織体系で進められないか、現在模索しているところでございまして、明確な方向性はこれから示すことになると思っております。そのためには、地域の方々に小規模多機能自治組織についてお話をしていくことが必要であると考えておりまして、今年5月下旬くらいから始まると予定しております町民と町長との意見交換会の開催も予定されておりますので、そのなかでの説明を考えております。また、各地区の移住定住推進組織の役員や全体会などを活用させていただきお話をさせていただきたいと考えております。

次に、2点目の側面支援に関する御質問でございます。名古屋大学と連携して取り組んでおります「設楽町地方創生に関する学術コンサルティング事業」におきまして、分析・整理をしております。町は地域の活動を支援するために人的、物的、財政的支援を行うとともに、各組織では解決できない広域的な課題の対応を行っております。現時点では引き続き4地区の特色・個性を活かした取り組み体制の充実を目指すことに力点を置くべきと考えているところでございまして、これらの分析結果も踏まえまして、引き続きこの支援を行っていきたいと考えております。私からは以上でございます。

- 5 金田 最初の保育士バンクについて、提案といいますか、正式な仕組みとしてきちんと設楽町の保育士バンクを制度として位置づけていただきたいと思います。課長さん、次の方々にそのことが仕組みとしてきちんとした制度化できるようなふうに御指導いただいたり、伝達していただけるかどうかということ伺います。なぜこういうことを申し上げるかということ、言葉だけは保育士バンクなんですけど、ヒヤリングによりまして、雇用協議した方だけが登録されていると。つまり今まで雇われたことがある方だけが、名前が名簿に一覧になっているということで、先ほどの答弁でもありましたように、現実には2人体制で、たとえば児童クラブなんかですと、2人体制で人をおかなくてははいけない。それから新1年生は下校が早いですね。半日で帰って来たりします。それから長期休業中は子供たちがたくさん来たりしますので、そういったときに増員しなければならない。そのときに今まで働いた経験がある方がしていただくのは大変ありがたいことなんですけど、いつもバタバタして探すのが大変ですので、先ほどの答弁いただいたように、早いめに登録で

きる方は登録していただくというような制度をきちんと確立してはいかがですか。今やっていることをさらにふくらませるということをしてはいかがですかということをお聞きします。

それから、運用についてですが、公立保育園については町の雇用協議でできるのですが、私立の宝保育園については、その保育士バンクでこんな人がいますよということは紹介はしてくださるんだそうですが、実際の話し合っていていいですが、そういうことについては、宝保育園のほうで対応しなくちゃいけない。これは当然といえば当然なんです、現実に非常に休みも取れないような定員いっぱい状況で運営していらっしゃるんで、ぜひ保育士バンク側のほうで丁寧な御対応をいただき、宝園も苦勞せんで人が探せるようになっていうことをしていただきたいなと思いますので、この点についてお願いします。

あと、児童クラブの、私がみえるかでわかっているところは、田口地区と名倉地区なんです、清嶺地区、田峯小学校と清崎小学校の児童クラブについての現況はどうなっているのかということもお聞かせください。これが再質問の1番目です。

それから再質問の2番目、他科受診の必要な方はどれくらいあるのでしょうか。精神のほうへ通院している方で、通院費用支援がさらに必要な方というのは、どれくらいあるのでしょうか。さっき1・2級の方って、手帳1・2級支給されている方は全部いろいろな援助があるっていうことをお聞きしましたが、たとえば3級の方とか、それから手帳をもらってないんですが、心の問題といいますか、うつ状態になったりとか、自閉スペクトラムの症候群の軽い位置といいますか、そういうような方々で、なかなか自分では声をあげてこられない方もいらっしゃると思いますので、そのような方についての対応について、お聞きしたいと思います。これは、私たち素人が発言しているのではなくて、自立支援協議会に出ていらっしゃる専門の方たち、現場で相談支援に携わったりしている方たちが、必要だなんていう声をあげられていたような記録をみましたので、そのことについてはっきりさせていただきたいと思います。

それから4番目、高齢者のことについては、たびたび私だけでなく、他の方からもたびたび高額の方についての支援が必要だっていう御意見が出てくると思うのですが、結局、公共交通等活性化協議会等で話し合われることだと思いますが、設楽町からの問題点として、この問題が交通の活性化協議会のほうに提起されているのか、そここのところをお聞きします。

それから、最後のところの地域づくりに関してですが、5月頃に町長と直接ひざを交える地域の懇談会があるっていうことについては、大変結構なことだと思いますが、実はさまざまなことで懇談会をしたときに、みんながさまざまな、それぞれ、誰でもですが、自分の立場からいろいろな物事を考えるので、ものさしの違う意見がいっぱい出てくるわけなんです。そうすると、全部お聞きして、全部に対応するっていうのは、なかなか難しいっていうか、現実に財源についてとか、人的支援についてとか、さまざまな検討が必要だと思うので、そういった意見交換の場の工夫が、先ほど総務課長からもお話があったように、「小規模多機能自治って何」っていう人がほとんどです。

それから地区の地域づくり委員会、まちづくり委員会でも、志のある人、町のために貢献しようと思ってがんばろうと思っている人が集まって来ているんだけれども、「あれ、これって行政がやるべきことじゃないの」って。なんか上から目線で「やれ」って言われとるみたいな感じに感じてらっしゃる方も、まだまだたくさんあって、だんだん「自分が貢献しようと思ってきたんだけど、なにするんだかようわからんで」っていうので、参加する人数が減ってしまうっていうような傾向もなきにしもあらずです。ですから、このところについて、先ほど「学術コンサルティング事業」で評価分析をしているというふうにおっしゃったんですが、これ、各地区の担当職員の方がいらっしゃるの、各地区の担当職員の方はちゃんと分析され、整理されているのか。で、そのために自分が勉強しなくちゃいけないことの勉強しに行く機会などを要求されているのか。そういうようなことについて、やっぱり職員が真剣にならなければ、いくら名古屋大学がこう言ったよっていても、ちょっと住民には響かないと思いますので、そのへんの評価っていうかな、について、もう少し詳しく教えてください。

町民課長 まず保育士バンクの件についてお答えいたします。保育士バンクは、先ほども申しましたが、総合戦略に基づいて設置したものでございます。したがって、この人が替わるとかそういうことでなく、替わるものでなく、このまま引き続き行われていきます。

それと雇用協議の人をまず登録したということですが、まず雇用協議されている方は町で把握している方でございます。その方に登録をしていただきました。その後について、新たに資格を取得した方、転入された方について、把握された方については、その都度、随時登録をさせていただいております。

それと保育士バンクということで御質問でしたが、保育士バンクとしてお答えをいたしましたけれども、実は子どもセンターというよりも、児童クラブにつきましても、教諭の資格のある方も従事をしていただけます。したがって、保育士バンクという名前ではございますが、子育てに関わっていただける方ということで、保育士の資格をお持ちの方、教諭の資格をお持ちの方、そういう方々に対して登録をしていただきたいというふうに考えております。

それと田口宝保育園の件でございますが、この保育士バンクは町立のものだけに登録をするものではございませんで、「どこの保育園、児童クラブに勤務が可能でしょうか」という聞き方をしております。そのなかでは田口宝保育園も含まれております。したがって、先ほど申されまして田口宝保育園にその方の情報を提供できます。で、その雇用については、当事者、雇用される方、される方ですので、そこは当事者同士でお話でございます。そのとおりにお願いしたいと思うし、そこにちょっと町が入るのはいかがかと考えております。

次に、清嶺地区の児童クラブについてです。従前から清嶺地区では、まだ4地区のうち1地区、児童クラブがないというような御指摘ございまして、そちらでもやっていきたいということは考えておりますが、まず人の確保ということを前から申し上げておまして、その人の確保につなげるために、

この保育士バンク、子育てのバンクを活用して、その人のめどがたった時点ではそちらを考えていきたいというふうに考えておりました、これは従来からの方針と変わるところはございません。

次に障害の方の他科受診についてです。他科受診についてでございますけれども、必要な方ということについて、人数とかにつきましても、他科受診でございますので、その方が風邪引かれるとか、そういう要因がないとないわけでございます、その必要の数については把握が難しい状況です。で、まず、うちとしては現状の把握を今年度行いました。それは先ほど自立支援協議会に入ってみえる方々が、「どの程度受診されています」「どんなところに行ってもらえます」「どのくらいの負担がございます」ということを、まず聞き取りのような形で把握をしております。そういうようなものを踏まえて、自立支援協議会で検討していくこととしておりますので、現在、どの程度ということは申し上げにくいところでございますが、今現在の制度としては、県下他市町村の例とほぼ同じ状況ですので、その状況は今続けたいと思っておりますが、必要な、どの程度という状況を把握してまいりたいと思います。

次に、移動の件ですね、移動の件につきましては、高齢の方のみならず、障害の方もこの制度の対象でございますので、これを引き続き行っていくについては、先ほど申し上げるとおりでございます。それと交通協議会につきましては、それぞれの運送事業行っておるものから協議をあげていくのでございまして、当方としてはそのまま維持していくというつもりでございますので、そこを今協議をあげている状態ではございません。以上です。

総務課長 住民の方々のいろいろな御意見を予算にどういうふうに反映させるかという質問だったと思うのですがけれども、一応ですね、「できるものはできる」「できないものはできない」と、そのへんのことについてはしっかりとですね、区分をさせてもらって、御返事をさせていただきたいというふうに思っています。ただすぐに持ち帰って、すぐに返答ができるもの、持ち帰って検討しなければいけないもの、いろいろありますけれども、そのへんについて、一応ですね、さっきホームページ等で掲載をさせていただくということを書いてみましたけれども、「こういう御意見がありました。これに対する回答はこうです」という形で、ホームページ、それから広報等で説明をしていきたいというふうに思っています。以上です。

企画ダム対策課長 私からは、今の再質問の最後の役場の職員の関わりといった点についてお答えさせていただきます。まず役場と地域との関わりですがけれども、これは議員御承知のとおり当然両者とも地域をよくしたいという、こういった共通の目的を達成するためのパートナーとして、いろいろな役割、適切な役割を持ちながらやっているところだと思っております。で、組織の活動につきましては「役場からやらせるとか」「役場から押しつけられた」とか、そういったものではなくて、また逆に行政に任せるですとか、頼ると、そういっただけのものでないと思っております。で、こういった地域のみなさんの活動というものを、これから円滑にしていくためには、活動しやすい仕組みづくりですとか、当然、町の職員のサポート体制を整えていくなど、いろいろな支援が考えられると思っておりますけれども、財源も含めまして、職員の役割、役場内の連携、さらに組織の位置付けなど、地域がみなさんが活動

しやすい体制づくりをしていきたいと考えております。で、職員の研修等につきましても、当然担当職員は地域にすごい愛着を持った職員が、地区の方ですので担当をしております。で、そういった方は当然そういったものを持ちながら、職員全体につきましても寺子屋におきまして、高野先生から、またこういったことの勉強ですとか、滋賀県の北川先生を招いた研修ですとか、そういったものを職員全体に行いまして、職員にも理解を深めていこうとしているところがございます。そして、もう1つ肝心なところが、今、企画ダム対策課内にあります移住定住推進室がございますけれども、大変恐縮なんですけれども、高野先生からは高い評価を得られていると思っております。というのはなにかといいますと、本当にいい動きが作っているということで、それはどういうことかという、あまり行政が言うと住民のみなさんがやらされ感を持ってしまうんですとか、言わないと何をしていいのかよくわからないといった面もありますけれども、大変そのへんが難しいところがございます。そのへんを今推進室の職員というのは本当にうまいことやっているなというふうに感じております。これは本当に現場に出ている職員でしかわからんことかと思っておりますけれども、今、これからも4地区のまず活動を重点においていきたいと思っておりますので、今のこういった考えを持って進めていただければいいのかなと思っております。以上でございます。

- 5 金田 企画ダム対策課長が自画自賛なさって、職員のみなさん自信持てたでしょうか。昨日、実はですね、企画ダム対策課の地域づくり担当の職員さんが、日曜日にもかかわらず遠くまでお出かけくださって、地域づくりの勉強をなさっていました。たまたま私もその会場に、同じところにいましたのでわかりました。それから津具どっこい、津具地区の方が事例発表をしてくださりました。向こうの事務局からの依頼に応じてくださり、担当の職員の方が後押しをしてくださったので、津具のことがPRできました。で、町の人々も「全く知らなかった」と、「田舎のことを全く知らなかった」って「もっと勉強しなくちゃいけないね」っていうコメンテーターの方たち、大学の先生たちのお話もありましたので、勉強をしていてくださることは日々感じています。ただ「やっぱり一般町民よりも情報も多いし、税金でお給料もらって働いているんだから、もっと積極的にやったら」っていう御意見も、地区の住民の方々の中にはあるのです。そこが、押しつけになったらいかんし難しいところだと思うんですが、やっぱり情報は住民の方たちよりあるので、上手に出していただきたいと思っております。これは人によって、もともとファシリテートするっていうか、促進する術が上手な人もあるし、まだまだ苦手な職員さんもいらっしゃいますので、ぜひぜひ十分な研修を積んで、自信を持って、そして住民の方々と和気あいあい語り合えるような職員のみなさんにお育ていただきますよう、課長さんよろしく願います。これはしていただけたらということで、さらに成長していただくということをお願いして、以上にします。

保育士バンクについては、これは「要綱みたいなものを見せてください」って言ったら「ないよ」ってことだったので、制度として確立されていない状態、まだ途中段階なのかなと思っておりますので、確立していただけたらということでよろしいのですね。で、人数、もう今まで雇われたことがある方だけじゃ

なくて、たとえば教員も、今回 14 人くらいなんか退職なさるっていうようなことを聞いてますので、新しい人たちにも「あなた必要としているのです」「困っているんです」「子供たちを支援する人で、専門的な知識の人が必要なんです」ってことを、よく伝わるように情宣していただいて、バンクの登録人数を増やしていただきたいと思います。これについては、やっぱり登録される方がどういう仕組みなのかわかるような制度の設計してあるもの、要綱なのか、専門用語では何ていうのかわからないのですが、このことをちゃんと整備していただきたいというふうに思います。ここの点はいかがですかということですか。

それから、交通費用の支援の必要な方についてのことですけど「交通の活性化協議会では、そこに参加されている委員の方々から意見が出てこない」というふうにおっしゃいましたが、じゃあこの今現状を作った無償だったようなところ、500 円で行けたようなところが何千円ってかかるようになってしまったっていうような仕組みについては、じゃあ誰が考えてくれるんですか。その委員の方々が気づかなければ、誰も言わないんですか。町でこういう問題がおこって、何回も何回も自立支援協議会だとか、高齢者会議だとか、議会とかで提言されたり、尋ねられているって、それは放っておくんですか。

町民課長 保育士バンクについては、制度として運用できるようにしてまいります。

それと交通の件についてです。交通の件につきましては、従前より申し上げておりますように、福祉移送サービス、福祉有償運送という、そういう制度のもとで行っております。その制度で行っておることから、そのガイドラインに従いますタクシー運賃等の 2 分の 1 程度という料金を提示し、それを認められて、それで運行しておるといいますので、その制度を今維持して運行しておる以上、それを維持していきたいというふうに考えております。

5 金田 交通活性化協議会で認められたので、福祉有償運送が距離計算になったのですよね。で、距離計算を、距離計算でいくと、医療機関からすごい遠い人が何千円もお金を払わなきゃならなくなったっていう現実があって、その人たちが受診を控えるという傾向があるっていうことが報告されたと思います。それって放っておいていいことですか。制度、こういうふうに決めたからそのまま運用しますっていうのを、そのままほかっておいていいことですか。これ、ちょっと課長さんは先のことまで断言できない立場だと思いますので、町長、どうなんでしょうか。

町長 公共交通活性化協議会のなかで、その議論がされたかどうかということ事態もですね、金田議員がどこでそういう情報を得られたか、私よくわかりませんが、そうしたことが、今言われたようなことが課題となって本当に困ってみえる人たちをどう扱うかっていうことについては、我々が無視するなんてことは、どうてい考えられる話でもありませんし、それを解決するための方策だとか、またその可能な状況等をよく把握しながらですね、当然議論をする話であると思ってますし、そういうことが仮にあるとするなら、よく精査しながら、今後の対応をする課題として、我々も重点をおいて考えていかなければいかんというふうに思っております。

5 金田 私がどこから情報を入手したかは知らないがっていうことは、さっき述べましたように、高齢者会議、自立支援協議会、議会の一般質問でみなさんが述べておられるので、考えてくださいっていう声があっちこちからあがっているということを根拠に申し上げています。私自身も、同じ考えです。で、放っておくわけはないと思いますので、この点についてやっぱり今すぐのお答えはどうするっていうことはお答えしていただけないのですかね。「放っておくことはないよ」って、町長さん今言っていたっていいことではないですか。確認、よろしいでしょうか。

町長 ですから、そういう課題があるとすれば、正式に取り上げるなかで議論をし、またよく精査をしながら対応を図っていかねばならぬというふうに思っております。

5 金田 あるとするならじゃなくて、専門の現場の方々から「そういうのがあるよ」っていうように御意見が出てますので、もし町長さんに伝わってないんだったら、各担当者の方、きちんと上へあげてください。それでは以上をもちまして質問を終わります。具体的に改善していただけること、それから今後検討していただけること等ありましたので、前向きに答えていただきましてありがとうございます。内容とか方法についてさらに検討をいただいて、よりよい会議やよりよい傾聴の機会になるようお願いいたします。どうか少子高齢化社会、高齢化率 50%、まもなく 50%ですという、すごいネガティブですが、最近政治家の人たちも少子健康長寿社会っていう言葉を使い出しました。私たちも健康長寿社会に在るっていうことが実感できるように、みんなでがんばっていきたいと思います。よろしくお願ひします。以上で質問を終わります。

議長 これで金田文子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13 時 5 分までとします。

休憩 午後 0 時 06 分

再開 午後 1 時 05 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に 10 番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 質問の初めに、東北大震災の被災者の方々に心からの哀悼の意を表し、被災地の復興がさらに促進されますようお願いいたします。

最初に憲法 9 条への町長の政治姿勢について質問をします。設楽町は戦没者追悼式や平和主張会議の呼びかけに応えた原爆写真パネル展など、平和行政を進めています。町内において、戦没者と数えられている方々は 496 名の方々であります。その多くの人たちは青年でした。この方々の一人ひとりには、それぞれ希望のある人生があったはずであります。結婚し、子供を作り、仕事に励み、社会に貢献し、喜びも悲しみも幾年月、前途洋々たる夢が広がっていたに違いありません。それが戦争によって、無惨にも断ち切られました。この人たちは、考えてみますと、今この議場にいる我々の 3 分の 1 の人生しか生きられなかったのであります。遺族の苦しみと悲しみも、いかばかりかであったでしょうか。さらに戦禍をくぐり、生き抜いた兵士、戦前戦後

塗炭の苦しみを味わった一般庶民、筆舌に尽くしがたい戦争の惨禍に見舞われた人々は数えきれません。こうした戦争の悲惨を二度と繰り返してはならない。これは国民全体の思いであり、決意でもありました。そうして日本国憲法が作られました。政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。憲法全文。国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。憲法9条。こうして日本は戦後国際社会に復帰し、民主的で平和な国家の道を歩んできました。国民が今政治に望むものは、憲法改定ではありません。世論調査でもわずか6%。ところが安倍首相が憲法9条の明文改憲を言い出しました。9条があったからこそ、日本は戦後70年以上戦争してきませんでした。自衛隊が1人も殺さず、1人の戦死者も出してこなかったのは憲法9条があったからです。平和憲法を変え、戦争の惨禍を再び繰り返してはなりません。安倍首相は憲法9条1項2項を残したまま、自衛隊を書き込むだけと言います。しかし、その自衛隊は安保法制で海外派兵や武力行使ができるように変えられました。しかも、後からできた法律は前の法律に優先するというのが法解釈の原則。憲法9条が空文化し、無制限に戦争をする国になってしまいます。北朝鮮の軍事挑発は許せません。同時に、アメリカと北朝鮮の軍事衝突、核戦争は絶対に避けなければなりません。そのためには、憲法9条を活かして、日本が対話による解決の先頭に立つ必要があります。しかし、憲法9条を改定、無条件の海外派兵ができるようになれば、朝鮮半島情勢をさらに悪化させ、日本が戦争に巻き込まれる事態が生じかねません。町内を歩きますと、戦争を体験した人から「今の政治の動きは安保法制や共謀罪法、秘密保護法の成立など、戦前の戦争に突き進んだ状況と似ている」とよくお聞きします。今「9条改憲の国会決議をやめさせよう」という運動が全国的に展開されています。おびたしい犠牲の上に作られた日本国憲法、とりわけ9条を変えさせないことは、多くの人々の願いですが、町長はこの平和憲法と9条についてどのような思い、見解をお持ちでしょうか。お尋ねをします。

次に2番目に、配食サービスの拡充について質問をします。東三河広域連合において、介護保険料、保険サービスの見込み料、計画の推進体制などが具体化されて、第7期介護保険事業計画の全体計画、全体像が示されることとなりました。全体計画のなかで、基本施策の自立支援事業の推進策の1つとして、配食サービスがあげられています。私は、給食サービスが開始されたときから、配食ボランティアとしてこの事業に参加してきました。この事業は、高齢者が住み慣れた土地でいつまでも健康で安心して住み続けられるように、食生活の面からそれを支えていこうという極めて意義ある活動と考えるようになりました。そのため、以前からその回数を増やせないかと探求をしてきたところですが、このたび、介護保険の統合から派生する形で、回数を増やす点が出てきました。広域連合による統合介護保険の全体的な評価は、別の機会に譲るとして、今回は回数増を提起している配食サービスについて質問するものです。

1 配食サービスは命の源である食事の提供を通じて、提供を受けた高齢者がしっかりとした食生活を確立し、生活の質を向上させ、そしてバランスのとれた食事を摂取できることで、健康と病気予防を実現するものだと思います。また弁当の手渡しによって、安否確認や地域社会からの孤立化防止などもできます。町は配食サービスの高齢者福祉における役割をどのように認識し、推進しようとしているのかお尋ねをします。

次に、東三河広域連合で「週5日を限度として配食サービスを行う」としていることに関連してお尋ねします。高齢者の場合、ちょっとした病気や体調不良でも食事の用意が難しくなります。また、年々年を重ねるにつれて、外出が困難になり食事の用意が難しくなります。高齢化社会を支えていくうえで、この週5回の配食サービスは必要なものです。広域連合がせっかく週5回の目標を掲げているわけですから、町もそれを目指して、現状週1回のサービスをどんどん拡大してほしいと思います。町にその考えはないかお聞きをします。

3週1回のサービスにとどまっている市町村は、今や少数派のようです。3回から5回が標準的になっているように思われます。当面、町は週2回を目指す方針のようですが、ぜひ実現してほしいと思います。その場合、配食サービスを提供する側、イコール事業者の確保、費用と負担のあり方など、さまざまな課題があると思います。それをどのように具体化していくかお示してください。またその推進計画、推進行程についてもお尋ねをします。

4 配食サービスの最後の質問になりますが、要介護以外の給食サービスがあります。その充実も要求しますが、どのように対応していただけますか。

最後、3番目に国保県単位化にともなう保険料について質問をします。平成27年の医療保険法改正により、平成30年度から国保の都道府県単位化が実行され、国保は都道府県と市町村が共同で運営する制度に変わります。都道府県化によっても、国保料の率、額を決定し、住民に賦課、徴収するのは引き続き市町村の仕事です。一方、国保財政は都道府県で一括で管理されるようになり、都道府県が各市町村に納付金を割り当て、市町村が住民から集めた保険料を都道府県に納付する形で、国保財政がまかなわれることとなります。都道府県は、納付金の額を提示する際、市町村ごとの医療給付費の水準、標準的な収納率、標準保険料率などの指標を提示します。こうした新制度の概要については、過日の全員協議会で説明されたところです。そして国保の運営主体である愛知県から賦課方式の変更と国保事業納付金の本算定の結果が示されました。県によって、設楽町の1人あたり納付金額は109,243円と決定されてきましたが、これはあくまで納付金額の話であります。納付金は109,243円だが、保険料はどうかお尋ねします。1人あたり納付金額は、28年度比4,144円の引き上げになります。そのまま1人あたり保険料となるのでしょうか。

3 新制度になっても保険料を最終的に決めるのは市町村です。したがって、市町村の判断により一般会計からの独自繰り入れなどをして、保険料引き上げをおさえることは可能であり、認められていると聞きますがどうか。お答えください。

4 一般会計からの繰り入れは認められる。これは、法案の国会審議でも明

らかになったことです。本算定にともなって保険料が上がらないよう、基金取り崩し、一般会計繰り入れを断行し、引き上げをおさえる考えはないかお尋ねをしまして、第1回目の質問といたします。

町長 それでは、私からは最初の質問の憲法9条への町長の政治姿勢について、お答えをさせていただきます。今回のこの質問は、直接町政に関わることではないものの、国政としての問題であり、また国民全体に対する大きな問題として、広い見地にたって、この問題をとらえると。そこには当然、町民の存在も有しているということでもあります。今回は、町長としてよりも、私個人として、これにお答えをさせていただきたいと思えます。また、このことについては、国民一人ひとりの考えですとか、また思いがあることですので、この問題の正否について、議論をするつもりはありませんけれども、今の日本がおかれている立場として、私なりの思いを述べさせていただきます。

まず、私の基本的な考えは、戦争はおこしてはならない。今、これは私の思いです。そこで、まずこの憲法9条とは端的に今も申し上げられましたけれども、1つには「戦争を放棄する」2つ目に「戦力を持たない」そして3つ目に「国の交戦権を否定する」ことだと理解をするところです。まさに「戦争をしません」そして「交戦する権利すら認めません」というとても平和的で人類の理想ともいえるとてもシンプルな内容ですけれども、具体的ではないとも思っております。現実とかけ離れているのが、今この問題となっているのではないかというふうにも思うところです。では何が問題かと申しますと、1つは「武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」そして2つ目として「陸海空軍またその他の戦力はこれを保持しない」ということで、いわゆるすべての戦争を放棄しているように読めますけれども、これは実際の現状とあっていないところが問題となっておるというふうにも思えます。現実には、近年、北朝鮮からのミサイル攻撃への防御ですとか、尖閣諸島などの領土問題という侵略に対する自衛への対処については、日本も大局的というか、そういう状況のなかではこれも認めているところだというふうにも思っております。しかも、武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。そして陸海空軍その他の戦力はこれを保持しないというふうにされておりますけれども、実際には侵略や防御という事態が可能性としてある以上、自国を守る武力は必要だと思えますし、現に日本の自衛隊は立派な戦力でもあり、ここでの武力が抑止力となっているのが現状だというふうにも思えます。しかし、現憲法からすれば、このこと事態がすでに憲法から逸脱しているということとなります。現憲法にそぐわないこととなるのではないかというふうにも思えます。したがって、悲しいことですがけれども、今現実として武力がないとあっさり侵略されてしまうということも考えなければいかんというふうにも思えます。ですから憲法9条はすばらしい条文ですが、実際の現状とは矛盾をしているというふうにも思っております。ということで、憲法の解釈を「侵略戦争は放棄するけれども、自衛戦争は放棄しない」また「侵略のための軍隊は保持しませんが、自衛する戦力は保持する」というような国として自国を守る必要がある以上、当たり前なことだというふうには思いますが、憲法の解釈というと、これはちょっと苦しいように思えます。そこで、憲法9条を現実にあわせて

改正しようとしていることだというふうに理解をするところでして、ここでの議論が改正して、しっかりと軍隊を保持することを明記して、自衛隊としても位置付けをどうするのか。また、戦争を放棄することとはどういう戦争を放棄するのかということを確認にすることが必要になっているというふうに思います。したがって、これを国民万人が理解するように作り上げてまとめることが重要だというふうに考えるところでもあります。確かに私も戦争を放棄する考えを強く持つことで、今までにも日本はこの憲法によって戦争からは無縁であったのも事実あります。しかしながら、一方で、侵略ですとか防衛を他国に求めて、自分の国での防衛責任を放棄するということになるなら、世論はこれをどう受け止めるかと。これにはいろいろな考え、思いがあるところでありまして、私も今その、申し上げた正否を問いて、これでいくんだということを決めていくには非常に難しい問題だというふうに思っているところです。以上です。

町民課長 では配食サービスについてお答えいたします。配食サービスの高齢者福祉における役割についてお答えします。配食サービスは、高齢者の栄養状態の改善及び見守りの役割を持っていると考えています。

次に、現状週1回のサービスを拡大していく考えはないか。その推進計画はについてお答えします。現在、配食サービスは週1回行っています。東三河広域連合では配食サービスは、週5回を限度としています。そのため拡充することは可能でございますが、現在、配食を行っている方で拡充することは難しく、新たに食事を作る方、配達する方が必要です。そのための検討を進めていきます。配食を希望する方の人数、回数の把握も必要ですので、その調査をして、必要な数と回数、それを提供する方法について検討いたしてまいります。

次に、給食サービスの充実についてお答えします。これにつきましては、配食サービスの提供体制とあわせて検討してまいります。

次に国保県単位化に伴う保険料についてお答えします。保険料はどうかについては、平成30年度から保険料は、納付金を支払うために使われますが、納付金額がそのまま保険料額となるわけではありません。保険料と制度に基づく市町村負担額及び県特別交付金をあわせて納付金の支払いに充てます。30年度予算額では、保険料1億500万円ほどに対しまして、納付金額は1億3,300万円ほどと計上してございます。

次に、一般会計からの独自繰り入れについてお答えします。県との共同運営になることで一般会計繰り入れが認められなくなることはありません。一般会計繰り入れの変更は、保険料の激変につながることから市町村が留意すべき事項とされています。

次に、保険料が上がらないよう基金取り崩し、一般会計繰り入れで引き上げをおさえる考えはないかについてお答えします。今回示された標準保険料率は、県の算定で激変緩和の措置がされています。町の保険料を算定する際には、激変とならないように保険料を設定する考えです。そのための財源は、基金取り崩しを充てる予定でございます。30年度予算としては、10,000千円を計上してございます。

なお、賦課方式の変更につきましては、県からの指示によって変更するも

のではなく、これは町の施策として変更するものでございます。以上です。

10 田中 町長には、憲法9条の問題につきまして、誠実に考えていただき、思いもめぐらせていただいたと思います。町長が言わんとしていることは、今の憲法規定そのままの字面でみると、現実からかけ離れていませんか。もし侵略された場合に対向できますかという、そういう危惧からだと思うんです。私とあまり思っていることは変わらなくて、今問題にされているのは9条のなかに第3項として自衛隊を盛り込むかどうかということが問われていると思うんです。根底についてお聞きしたかったんですが、お答えはいいんですけども、私の思いだけを言いますと、「戦争二度とやっちゃあいけん」と。それから「日本の周辺の周りです、戦禍がおきないように、とにかく平和的な外交でやめにゃあいかん」と。ただ侵略された場合どうするか。それはやっぱり自衛隊が自衛というこの考え方で、「戦力、実力を行使する」「戦力を駆使する」と。それはいいと思います。ところが、憲法9条に自衛隊を盛り込むと、今、町長が危惧された1項、2項は骨抜きになって、3項が一人歩きするようになって、それは法解釈の考え方で当然そうなるようです。そうすると、今のその自衛隊は今海外で戦争を共同してやれるようになっている。地球上のどこに行ったらやれるというふうに、法政上は整備されてきているわけですね。そうすると、自衛のためではなくて、よその、たとえばアメリカがおこす戦争に対して参加して行って、戦争に巻き込まれていくという大変憂慮すべき事態になっていくかと思うんです。で、むしろ私はですね、憲法9条に自衛隊盛り込むっていうことはそういう意味ですから、軍事的緊張をですね、ますますこの東アジアで増長させるんじゃないか。激化させるんじゃないかというふうに危惧するものであります。

で、もう1個は、いろいろな兵器がどんどん購入されたり、配置されておるんですね。何とかシェアとかいうようなものまでするんですが、これはどんどん日本が軍拡を進めてですね、本当にアジアの脅威にもなりうる、そういう事態であります。そんなことをですね、くい止めて、やはり平和、その日本ということ維持していくためには、この9条を盛り込むことではなくて、現状でいくと9条に自衛隊を盛り込むことではなくて、現状でいくというのがそういう道につながっていくというふうに思うのであります。

それから次に、配食サービスの問題であります。必要な人数、必要とする方の人数、これいろいろあると思うんです。1週間に1回や2回でもいいよという方と、全然動けなくなって週に5日くらいほしいなという方とさまざまですが、そうしたですね、必要数を調査されることだと思います。そして、どうやっていったらいいか検討して具体化していくことなんですが、これももう少し踏み込んだ形でお示し願えんかというふうに思います。

それから国保の単位化につきましては、これ少しすみません、私が聞き漏らしたかもしれませんが、今の保険料から上がるのか下がるのか。端的にお答えいただきたい。以上。

町民課長 まず配食サービスについてお答えいたします。配食サービスにつきましては、先ほどお答えしましたとおり、まず回数を増やすためには、食事を作られる方と配る方が必要でございます。したがって、今、飲食店等行ってみるとか、そういう方が候補になってくるとは思いますが、そちら側の

作っていただける方。それと配っていただける方をどの程度できますかということをお聞きしながら、しかもその土台となりますのは、先ほど言われました調査によって、いくつならできるといことが違うと思いますので、どのくらいの数何日くらい必要、何日くらいまでならでき。で、しかもその数になったときに、その金額はおいくらぐらいになりましようといことが、まず必要です。そういう形で検討をして進めてまいり、その結果、拡充できて回数が増えていくということにつなげたいと思っております。

次に、国保の保険料についてでございます。国保の保険料は、全員協議会で説明しましたとおり、1. 数%の上がり幅をもって激変化の措置がなされた数値が示されております。したがいまして、町としては、その納付金を納める以上は上がるということが想定されております。が、今の段階では、少し、1年目ということがありまして不明確な部分もあります。ありますので、特に交付金の額とか、そういうものが実績が一度もない状態であります。で、そこを見通すのが非常に難しいわけでございますけれども、基本としては、先ほども言いました激変のしないような形でまず30年度については保険料を定めたいと思っております。で、県単位化1年目を終えまして、その後概ねの交付額とか、それが実績として表れますので、その後が少し見通しやすくなると思っております。その段階でどの程度までということを考えていきたいと思っておりますが、その財源としてはまず今は基金がございますので、基金を充て、それを激変緩和の財源としたいと、そういうふうに考えております。

- 10 田中 配食サービスでありますけれども、これいろいろの問題がおきてきて、先ほど課長は負担のことだとか、価格の点についても言及していただきましたね。で、私、もう1個、栄養の面もどうかなって思うんですね。そのちゃんと高齢者の健康に合わせたものが調理される。今の配食サービスでは、ちゃんと栄養士さんがついて、献立を作って、丁寧にですね説明書までつけてですね、十分配慮をされて作って届けているというのがあります。そこまでいけるのかなという思いがありまして、いろいろ調べてみましたら、1つは全国展開しているいろいろ配食サービスの業者、チェーン店みたいのがあります。そういうものをみますとですね、栄養の面でいうとですね、かなり配慮をされておる献立で、献立の種類もさまざまたくさんあるなという。で、市町村ですと、それぞれ委託業者を指定しておってやっているところが多いわけですが、たとえばこれ西尾市ですけれどもね、ある事業体は1食 265 円でやっていると、サービスしていることです。だいたい最低の価格が 300 円から 250 円の間くらいで、あとどんどん、どんどん豪華になると 1,000 円以上になりますけれども、だいたい 300 円、400 円、500 円くらいのなかでとどまっております。そういうこともひとつ調査をしていただいて、いろいろな情報提供をしていただけんかなというふうに思いますが、そこらへんはやってみえるかと思うんですが、どうですかということをお聞きします。

それからですね、国保料については上がるということあります。で、これは6月議会で私が質問しまして、町民課長のお答えをいただきました。そのなかでですね、「仮に県が示した標準保険料率を町の保険料率としたとしても、納付金額が保険料収納額を上回ることにはないと考えられます。しかし納付金額が保険料収納額を上回った場合には、その財源の確保が必要となります

ので、国保運営基金の活用、県基金からの借り入れ、一般会計からの繰り入れ、または、後年度からの繰上充用などの対応が考えられます」と申されまして、上がることはないというふうに言われております。過去の答弁を盾にとつてものを申すわけでありませんが、町民課長も今年度で退職というふうに、先ほど紹介されました。最後の町民へのプレゼントとして、値上げを残すのか、あるいは保険料率を据え置いてくれるっていうお土産を残してくれるのか。どちらになるのかなあというふうに興味津々であります、そこらへんもう1回考え直して御答弁をいただきたいと思っております。

町民課長 まず配食サービスについてでございます。配食サービスにつきましては、先ほど申し上げましたように、ただ食事を配ればよいというものではなく、栄養改善と見守りというような、そういう側面がございますので、どのようなものでもお届けすればいいと、そういう考えでは進めてはまいりません。まず栄養という点、健康に資するものというような考えで進めてまいりたいと考えております。

次に国保料でございますけれども、国保料につきましては、その時点で示しておりましたものは県の仮算定の数字 120%近い数字というようなものを申されまして、それに対して町はどのような対応をするかというような御質問であったと思っております。で、今回、本算定が終わりまして示された数字は、それよりも下がった数字になりました。で、その下がった数字から、県下全体で激変緩和をかけております。その激変緩和をかけた数字に対しまして、町は30年度の保険料を徴収するわけでございますけれども、県が激変緩和をかけるについては、その終わりの期限を設けておりません。が、激変緩和措置でございますので、いずれはその緩和措置というものはなくなるのが前提でございます。したがって、今回示された数字に対しましては、それに見合った金額を、見合ったと申しますか、今回は自然増分だけが転嫁された2年間で103%、1年で101%というような数字を示されておりますので、少なくとも自然増分は徴収する必要があると考えております。で、ここで上げる、上げないということを、私が申し上げるのは、協議会もあつての話でございますので、その方針を示すのはいかがかと思っておりますが、そういう示される納付金額、保険料率等につきましては、そういう激変緩和というようなものが施されておることが前提にありますので、その終わるときも見据えたような保険料率の設定が必要と考えております。

10 田中 激変緩和措置をとられている県下の市町村は31市町村ある。半分以上激変緩和措置を県からとられているのですね。ところが、明らかに設楽町の所得より高い地域の人たちも同じ激変緩和措置。つまり一律ですね103.94%にずっと一覧表見てみましたら、どこも103.94%で設定されているのです。で、これ、何て言うか、設楽町の町民にとってみると、収入低いものですから、やっぱり町がですね、ここは配慮してもう少し町としてはさらに激変緩和措置をとるといふふうにやってもらわなければならないと思うのです。ぜひ、退職の時に胸を張って役場を去っていただきたいと思います。以上です。

議長 これで田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に3番河野清君の質問を許します。

3河野 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私は、福祉移送サービスと配食サービスの2点について質問したいと思います。この質問については、同僚議員がもう質問されているところもありまして、多少重複するとか、部分もあると思いますが、私の観点から質問しますのでよろしくをお願いします。

まず初めに、福祉移送サービスについてその後の改善を聞きたいと思いません。私は、平成27年の9月議会の一般質問において、町の移送サービスの住民負担について質問し、その回答というか答弁で「高負担、不自由であれば検討する」という答弁をいただきました。そこでその後、3年近く経つわけですが、その後どのような改善がなされたのかということです。国の定める民間タクシーの料金の2分の1以下にあわせて料金設定されていると言いますが、ちなみに津具地区からの料金となりますと、往復で田口までおよそ3,000円、新城市民病院が10,000円、豊橋、豊川方面の病院ですと16,000円ということで、これは負担者感覚としては大変高いと思うのでありますがいかがでしょうか。これは町内いろいろなところで町民の方々、また同僚議員の話題のなかでも質問されたりしておるわけでありまして、この高負担であるというのが町民の民意ではないかと思うのでありますが、いかがでしょうか。このサービスを利用される対象の方々は、役場に登録された要介護者、身体障害者で、現在180人登録されているということです。その多くは、高齢者で一人暮らし、年金暮らし、そしていよいよ免許返納などで自分で運転できない人たちであります。公共交通活性化協議会で決められたことで、それに則っているので変更できないと言いますが、年4回、毎年協議会は開かれていると聞いております。が、そこにおいて料金設定についてどのような検討がなされてきたのでしょうか。負担軽減について、どのように討議されたのかをお聞かせ願いたい。

この移送サービスは、シルバー人材センター運営のもの、民間タクシーによるものの2種類がありますが、その利用状況についてもそれぞれどのようなになっているのかお聞かせください。シルバー人材センターの福祉タクシーは、予約制で相乗りができないということで、使い勝手が悪いのか、利用者が少なく、稼働率が悪いということです。これは需用がなくて稼働率が悪いのか。それとも高負担で使い勝手が悪くというような理由で稼働率が悪いのか、どのように町はお考えでしょうか。今後、自助努力ではどうにもならない方々が増えてまいります。今は何とか自分で運転もできるし、人に頼らずにやれている方も、もういよいよ免許返納など、自分では移動が非常に困難になってしまうという方、そういう方々でありまして、町が考えている安心して幸せに暮らせるまちづくり、明るいまちづくりを実現するためにも、その具体的な手立てとして、福祉移送サービスを今後どのようにしていくべきと考えているのか、お聞きしたいと思います。

次に、配食サービスについてお聞きします。平成30年4月から介護保険が東三河広域連合に統合され、そのなかで配食サービスの事業も充実されると聞きます。そこで設楽町においては、どのように充実されていくのかをお聞

きしたいと思います。

現在、すでに社協と住民ボランティアによる週1回金曜日、配食サービスが行われており、対象は町内に住む65歳以上の高齢者で申請によって行われるということだそうです。私も65歳を過ぎたときに、地区の民生委員の方から配食サービスを受けるかどうかという聞き取りがありまして、私はまだ大丈夫ですからと言ってお断りしたことがあります。ただ、この週1回の配食サービスは、町全体にそのサービスがどうも行き渡っていないようでありませぬ。津具地区の86歳の一人暮らしの方から聞いたことでは、その方は年4回のサービスしか受けていないと言いました。その方はその制度を理解されていないのか、申請登録がなされていないということもありましたので、申請したようにお話したこともあります。このようなサービスの受給漏れがどうもあちこちであるのではないのでしょうか。こういうことがないよう、あらゆる手段を駆使し、サービス、制度の町民への周知徹底をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。これから高齢独居の方がますます増え、配食サービスの需用増、それから配達による安否確認など、その持つ意義は高いものと考えます。また現状は、住民ボランティアにより支えられているサービスという面が強いようですが、これもボランティア自身が高齢者で、そういういつまでもボランティアに頼るばかりでは続かないでしょう。給食内容の充実とサービスのシステム作り、課題は多いと思いますが、自助、共助、公助による安心して老後を暮らせるまちづくりのためにも、町の意気込み、お考えをお聞かせ願いたいと思います。以上で1回目の質問とします。

町民課長 では、福祉移送サービスについてお答えします。町では福祉有償運送を行っており、利用できる方は、介護の必要な方、障害のある方で会員登録をしている方です。運行は、シルバー人材センターが行っています。また、福祉有償運送と同じ利用料で町内のタクシーも利用することができます。町が送迎サービスを行うためには、道路運送法の自家用旅客運送者としての登録が必要で、福祉有償運送の料金はタクシーなどの事業者の料金の2分の1程度を目安という国のガイドラインにしたがった料金となっています。そのため移送サービスの料金はそういう料金となっております。

また町独自の有償運送は、タクシー運賃補助がそれにあたります。

シルバー人材センターの移送サービスの利用が少ないことについては、申込みが利用1か月前までとなっていたため、29年度から1週間前までとしましたが、前年度比で利用者は減となり、委託料の額は減となっています。一方でタクシー補助は増加となっています。この移送サービスとタクシー補助については、運賃は同額であるため、負担の額がシルバーの移送サービスの減につながっているとは考えてはおりませぬ。

配食サービスについてお答えします。現在、配食サービスは週1回行っています。東三河広域連合では配食サービスは、週5回を限度としています。そのため拡充は可能ですが、現在、配食を行っている方で拡充は難しく、新たに食事を作る方、配達する方が必要です。そのための検討を進めていきます。配食を希望する方の人数、回数の把握も必要ですので、その調査をして、必要な数と回数、それを提供する方法について検討をしております。

それと対象者についてでございますけれども、前提として栄養改善の必要

な方、見守りが必要な方ということを対象者としております。それにつきましては、御存知のように、民生委員さん等を通じて把握し、この事業を行っているものでございます。以上です。

3 河野 移送サービスのほうから質問いたします。公共交通活性化協議会というのがありまして、年4回開かれています。町長が協議会会長だったと聞いておりますが、そこにおいてですね、負担軽減というきのう、きょうの話ではなくもう3年近く以上前から、その問題は話題にされておりました、そういう答弁においても「高負担で不便であれば検討する」という答弁をいただいておりますから、当然、協議会において討議され、その上で現状維持でという、今のところ変わってないわけですから、そのへんの協議はどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

町民課長 交通協議会につきましては、運行者から協議の案があがらなければ協議はしません。したがって、運送事業者としての町がそれを、案を出しておりませんので、協議をいたしません。町が今までお答えしてきたものは、福祉有償運送として行いますので、ガイドラインに従った金額で運行いたしますというお答えをしたつもりでございます。

3 河野 ということは、公共協議会においては、この料金についての協議をしていないと。それは町のほうからそういう提案をしてないから。と今。そうしますと、では、その必要がないと町は考えているということで、この料金が適正だと。特に軽減する必要がないというふうに、町は考えているのでしょうか。

町民課長 福祉有償運送の制度に基づき、それに定められたガイドラインに従った金額によって案を示し、それを承認されたという経緯がございます。その前提として、福祉有償運送の制度がございますので、それに基づいた運行をし、その料金をいただいております。したがって、その枠組みで運行する以上はその金額ということで考えております。

3 河野 それでは具体的に、たとえば「津具から役場へ用事があってどうしても行かなきゃならん」また「新城市民病院へ行かなきゃならん」「豊橋まで行かなきゃならん」というような、そういう対象の方が、現在払っているこの先ほど申しました金額、それは、私は非常に高いと思うのですが、町長、この金額は適正だとお考えですか。そんなに高いという認識がございませんでしょうか。

町長 先ほど申し上げておりますように、福祉有償運送法という、こういう法律に基づいたなかです、料金設定をしていく。これが基本になっているわけですね。その基本になっている現行の料金が、1人の条件にもよるわけですね。たとえば津具から田口、田口から新城、その人たちがそれだけをフルに使うと思うと、今言われるような金額がいるんだけど、それが安いから利用ができる。しやすいんだって。そりゃそうだというふうには思いますが、ただ、そのむこうにはやはりひとつのこういう決まりというか、運送法に基づいたなかでの、我々が福祉有償運送法というこの事業を進めることができる。それが基本になっておるわけですね。で、それを大きく変えようとした場合に、じゃあその財源って、通常、運行するには必要な経費として認められる。積み上げてその料金が設定されているのですが、それを軽減することによ

て、その軽減をした分を誰がどこで負担をするかっていう問題につながっていくことになると思うのです。じゃあ、それを町全体の福祉活動としての財源として、確保してそれに充てれば、それはその充て方とすればそれでできあがる話かと思いますが、やはり町全体の利用者、これから先に見込みをしていくなかで、そういうことが軽減が図られたことによって、みんな利用度が上がってきた。みんなそれに期待をして、みんな利用できるんだという、そういう状況ができあがるとするなら、そこはやっぱり考える部分は、町全体の経費として考える部分はあるとは思いますが、今の段階ではやはり、必要な方、必要な条件のその方によって、それを利用されるという枠のなかです。その枠のなかで利用できる、運用ができる方法として、今こういう形で運行をさせてもらっておるわけです。で、これがあるがために、この移送サービスは使いにくいからもう使いませんっていうようなことに、仮になった場合には、その原因をもう一度聞き直したり、また意見をもらったり、そういうなかでみんな協議をしていくなかで決める必要があるかなとは思いますが、今現状では、今までみなさんの議論のなかで協議をして決めてきてもらっておる利用料金の体系でありますので、このガイドラインに沿って基本的には進めていく。そういった方針で今進めていこうとしております。ですから、今の料金が高いつて思わないかって言われると、何を基準に高いのかなっていうことになるわけですね。やはり車を運転する経費、それからこうした運送業務をやっていく経費全体をとらえるなかで、こうした料金の選定もしていく必要があるかというふうには思っております。

3 河野 このサービスを、移送サービスを利用される、せざるをえない方々というのは、非常にもういろいろ自分の自助努力でそれまで移動を自分で確保してきた方々も、もういよいよこれどうにもならなくて、このままではいろいろ生活していくに大変だと。かといって、じゃあ施設に入るほどのことでもない。自分で一人暮らしはできるけども、買い物にせよ、そういう通院にせよ、どうしても助けを、公助をいただかないと暮らしていけないという、非常に限られた人たちだと思うのですよね。そんなに町全体からみればほんとに少ない数だと思うんです。その最後の手助けが必要な方々に対して、町が安心して最後までこの設楽町で住み続けていただいと、そのスローガンに則って対処していただきたいと思うので、質問しているわけで。そういうわけでシルバーの、もう1つ具体的に質問しますと、民間のタクシーとシルバーの利用状況をみると、先ほどもシルバーのほうは非常に減っていると、利用者が。で、タクシーのほうへ流れているんだと思いますが、民間タクシーのほうへ。その理由はわかっていますか。シルバーが減って、民間のほうへ利用が流れているという、そのわけをどのようにお考えでしょうか。

町民課長 先ほどお答えしましたとおり料金が原因とは考えておりません。料金は両方一緒です。で、先ほどお答えしましたが、予約が必要です。シルバー人材センターは。それはなぜかという、運転手さんの確保が必要なためです。それが前は1か月前でした。それを1週間前に改めました。それに対してタクシーは、いつでも空いていれば使えるということで、そういう差はあると考えております。

3 河野 今、シルバーのほうは予約をしなければならんと。今、改善されて1週

間前に変更された。民間のほうは予約なしでその日いきなりでも空いていれば使えるというようなことで、ということだと思いますが、もう1つ、僕は、相乗りは、民間タクシーの場合は相乗りができて、シルバーの場合は相乗りは不可、当人のみということ。それも料金の負担に大きく影響していると思います。友達で乗り合わせていけば、当然、1人の負担額が減るわけで、シルバーの場合はまるまる、たとえば1万円かかるものが5千円ですむというようなことがあれば、それは誰だって選択はそちらのほうへ流れると思います。で、じゃあ具体的に、今はシルバーの場合は相乗りができませんが、相乗りということをして可能にすることはできますでしょうか。

町民課長 今の制度で運行する以上はできません。

3河野 今の制度ではできない。でもそれは、今の制度を変えればいいわけですね。それは協議会で話し合って、その制度を相乗りもできるっていうふうに、変更することは可能なんでしょうか。

町民課長 法で定められた有償運送の制度に基づいて行っておりますので、その制度で行う以上は、協議会の権限ではございません。法の制度としてできません。

3河野 国のガイドラインに沿っているので、協議会でもそれを変えることはできないということだということですね。そうしますと、ほんとに何とかしてこれを負担を軽くして、シルバーも民間も両方が使いやすくという、負担増と負担が多いということと使い勝手が悪いということを改善するためには、改善したいわけですから、それは別に町もそのようにお考えだと思いますので、どういう方法だったら、じゃあ今の問題を改善できるのでしょうか。お答えありますでしょうか。

町民課長 先ほど議員が例で上げられました相乗り可能なタクシーという例がございました。行く時間、日時、場所等が同じであれば相乗りされるという、そういう工夫されるのも1つの方法とっております。

3河野 それは、民間タクシーの場合はそれができるわけですが、シルバーの場合は相乗りはできないわけですから、そういう工夫もできないですね。そうしますと、どうしてもシルバーのほうは利用がどんどん減っていくと。ということは、シルバーで登録して、待機している運転手の方々も、またその車自体も稼働せずずっと置かれたままの状態だということが続きます。今言われたのはタクシーの場合でして、相乗りができてないシルバータクシーの場合はそういうことができないっていうことが続くわけですが、いかがですか。

町民課長 車椅子で乗車する必要のある方等については、そういう車両がシルバーに配置されておりますので、そういう選択肢がございませんが、そうでなく車両に乗れる方につきましては、シルバー、タクシーどちらを利用されても結構でございますので、そういう選択の余地は残っておると考えております。

3河野 この問題は、ずっともう続いた問題で、どなたに聞いても「そういう今の料金の体系では本当に使えないね」と。「将来どうなるんだろう」というような不安を持っておられる方が、非常に町民のなかに多いわけでありますので、ぜひとも公共交通活性化協議会において、この料金についてもう

一度検討していただきたいということを要請いたします。

続きまして、配食サービスの質問に移ります。対象は65歳以上の高齢者で、申請に基づいてされると。で、ちなみに先ほども申しましたように、津具地区でそういう対象の方が配食サービスを利用しているのですが、その方は年4回のサービスしか受けていないと。週1回というのは聞いていないということでありました。津具地区では、週1回のサービスというのは、現在行われているのでしょうか。

町民課長 はい、町内全域で行われております。

3 河野 そうしますと、その方はたまたま申請漏れというか、サービスを、受給漏れのということであるのでしょうか。

町民課長 受給漏れということではございません。先ほどの質問にもお答えしましたとおり、まず前提として、栄養改善の必要な方、見守りが必要な方、それが前提でございます。65歳以上というようなことではございませんので、申請をすればどなたでもOKということではございません。したがって、先ほどの御質問のなかにもありました65歳に議員がなられたときに、民生委員さんから「いかがですか」というようなお話があったというお話がございました。それは、私ども配食サービスを行う側から民生委員さんへのちょっと伝達の不備があったと思っておりますが、そこを聞くという自体が、そもそも違っていると思います。まず議員が栄養改善が必要、見守りが必要ということでは、おそらくその時点ではなかったと思われまので、そのまず前提条件に沿った方について配食サービスを行っております。

3 河野 その津具地区の直接お話をした86歳の一人暮らしの方は「もしそういうものが週1回でもあれば本当にありがたいが」というふうにおっしゃっていただきましたので、要するにその方は対象、その方は足もあまり、当然自分で運転することもできませんし、なんとか買い物はごろごろとお年寄りが使われる道具を使って、買い物に何とか行っているという方ですが、対象だと僕は思うのですが、そういう方もいると。ですので、やはりこういう週1回の配食サービスというのが全町内のそういう対象となるような方に周知される。そういう徹底化、周知徹底をやはりするべきだと思いますが、それはいろいろな工夫をして、ヘルパーさんなりいろいろな担当で接触する機会のある方がいると思うので、そういう方に「あなたはこういうサービスがあるけども、利用する意思があるかどうか」とか、そういう知らないでいる方に対して、改善する、周知するための努力をされることは、お考えはありますでしょうか。

町民課長 制度として、広く周知するということは考えておりません。といいますのは、先ほど申しましたような対象者がおみえになります。そこへ見守りということで、訪問される民生委員さん等がでございます。そういう方々が把握されて来るものでございます。先ほど申しました議員のところへ「どうですか」というようなお話があったということがございますけれども、そこが、私どもからまわっていただけの方への伝達不足があったとは思いますが、ある時期そういうことがありまして、供給できる体制が、今、御存知のようにもう限界です。限界にもかかわらず、希望される方が非常に殺到したというか、多くみえたということがございます。そこはまわっていただけの方への、

どういう状態とか、そういうことを伝えるのが不備があったとっておりますが、そのように周知して、「私も」「私も」というようなことになった場合には、供給できる体制がございませんので、それはやはりまわっていただける方がみていただいて、栄養改善の必要な方、見守りが必要な方、そういう方にお届けするものだと思っております。

3 河野 今回、配食サービスの充実化をうたっておられるわけで、そのための検討、調査に着手するということはお聞きしました。で、その上で、対象となる方、必要とされる方に対しては、漏れることなくサービスが受けられるように、そういうシステム作りをぜひともお願いしたいと思っております。

最後にこの福祉移送サービスと配食サービス事業について、どのように今後取り組んでいくのか、町長の御決意というか、お考えをお聞かせください。

町長 河野議員も、いろいろこうした福祉移送サービスですとか配食サービス、こうした制度を使って、毎日の生活のなかでなんとかこういう暮らしが保っていけるように、維持していくことが必要ではないかという強いお気持ちがおありのなかの質問だというふうに理解をしております。したがってですね、今後も幅広く方策を考える。そういう課題等も、十分我々行政としても確認をしながらですね、情報伝達のことが必要であればもちろんこれもやっていかなければいかんし、みんながそういう情報を共有しながらこうしたことを利用できるようなシステムを、まだまだこれからも継続することが必要だなというふうにも思っております。そういうなかで、一方では地域のみなさん方もお互いに助け合うという意識をまた上げていただくことも大事なかと。そしてこうしたサービス、また運行する制度も、いろいろな手段を考えなければいかん。やり方というものも考えていく。そういったものも手段として講じていくことも、これからも継続して考えていかなければいかんというふうにも思っております。そういうなかで、今のように、希望があったり申し出があるとするのであれば、それは町ももちろんそうしたことに目を向けて協力もしてもらいながら支援をしていかなければいかんというふうにも思っております。これは、地域の人たちの見守りも含めて、それによって維持できていけること、そして、さらには行政も一緒になってそこを充実させるという。そういう思いで、これを運行、またこの制度を活用できるようにしていかなきゃあいかんというふうに思っております。以上です。

3 河野 ありがとうございます。この設楽町で、安心して楽しく最後まで住み続けることができるまちづくりのためにも、この制度は重要な事業であると考えておりますので、どうか共に努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上で質問を終わります。

議長 これで河野清君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 いいですか。それでは2時35分といたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時40分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に6番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 失礼します。ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。初めに、福島原発メルトダウンが7年間続いている厳しい現実に心を痛めております。

さて、私の一般質問の内容は1件だけです。公共施設等総合管理計画における名倉地区の公共施設の将来展望についてで、小さな項目が1から5と、それから裏、予算関連で6、7になっております。よろしく申し上げます。では朗読します。平成19年11月26日、旧名倉中学校跡地利用。すみません。これはまず名倉地区の概要から説明をさせていただきます。跡地利用検討委員会が立ち上げられ、20年12月16日、第6回で5項目の利用法を選択し、その5項目は、①小規模集会施設設置、②特産品の加工施設、③農業後継者用住宅、④高齢者支援ハウス、⑤地産地消レストラン、これらの項目の絞り込みを会員に依頼して出た結果が、①工場誘致、②住宅建設、③校舎リフォームと情報発信、結局これらを1項目に絞り込むことができずに、地区住民に意見を問うことなく会は解散しました。本当は5項目すべてが名倉にとって重要な施策だったと言えます。講堂は名倉小がまだ卓球等の練習に使い、コーラスや剣道、アートフェス、名倉文化スポーツクラブによる上映会、秋の収穫祭等、盛りだくさんな行事が開催されていたが2年前に2千万円を出して修理した名倉体育館より講堂のほうが音響効果もよく、舞台があって利用勝手のよい施設だったのです。小学校からの雨漏り修理要請に二度ほど講堂の屋根に上がったそうだが、原因不明で放置され、そのうち危険施設とされて使用禁止となり、現在にいたり、去る2月28日の期限をもって講堂は取り壊しとなり、今朝も行ってまいりましたが、鉄線が張ってありまして、中立ち入り禁止になっておりました。もし小学校の体育施設に指定されていたなら、3年前におきた1億円の耐震工事費のいくらかを田峯小から振りわけできたなら取り壊さなくてすんだかもしれないが、返す返す残念でございます。

さて前置きはこのくらいにして、以下5点についてお尋ねいたします。1、2月28日工期完了予定で旧名倉中講堂の取り壊しが進んでいるが、この工事に際し、どのような公共施設の統廃合に関する地区住民への公聴、説明の場が持たれたかについて説明をお願いします。私が2年前に出た場では、危険だから壊す。その1点だけで、どの施設とどの施設をあわせて統廃合する。そういう具体的なビジョンがありませんでした。

2 この講堂跡地利用について、具体的なビジョンがあるか。あるとすればどのようにして地区住民と協働していくつもりか。

3 今後、名倉地区では旧名倉中学校舎、旧名倉保育園の再利用が望まれているが、校舎は屋根をトタンに改修して奥三河郷土館の農機具等の展示、実習用の収蔵庫として活用してはどうか。

4 旧名倉保育園は若い世代の集まれる子どもセンター、図書館、学童保育所、情報発信基地として利用すべき施設として最適の場所にあるが、移住定住のための拠点施設として再利用すべきと考えるがどうか。

5 番、ボランティアの団体に無償で10年間といった期限をきって貸し出す。その代わりに、リフォームや改修は自前で行うという形で実現できないか。たぶんそのころには、同施設除却費用の積立が完了し、除却に入れる体制も整

う感もあると思うがいかがでしょうか。

次、6番いきます。平成30年度の予算書のなかに「住民協働のまちづくり等の自治振興を進めます」として、行政区関係事業の中に三都橋・豊邦交流センターの施設管理を両行政区に委託し、なおかつ神田地区の豊橋市との交流事業に補助金交付とあります。これらはいずれも旧小学校関連の施設の再利用であり、地元の愛着いっぱいの施設の運営であり、熱が入る場所でもあります。旧名倉保育園もこのような取扱いで、4項目めで取り上げたような再利用を検討し、実施すべきと考えるがいかがか。

7番、同じく企画課のほうでも地元愛創造プロジェクト交付金が計上されており、受け入れ施設、組織への経費助成と施設維持、補修の経費の5年間助成が計上されており、地域活動活発化のための大変よい企画であるので、対象を広めて、助成が十分にいきわたるようにしていただきたいが、現行のところ名倉では何組くらいの組織を予定しているのか。以上でございます。

第1回の質問を終わります。

総務課長 高森議員の公共施設等総合管理計画における名倉地区の公共施設の将来展望についての質問について、お答えをさせていただきます。初めに、旧名倉中講堂の取り壊しについて、どのような地区住民への公聴、説明の場が持たれたかという点でございます。高森議員御承知のとおり、旧名倉中講堂は、おととしの8月頃、屋根下のコンクリートの壁が落下したため、住民のみなさんが近づかないようにトラ策を設置していました。とても危険な状況であり、なるべく早い時期に取り壊しを行うべく29年度予算に計上をさせていただきました。29年度予算に計上をし、取り壊しを決めたことから、どのような形で住民のみなさんに周知をしたらよいか。名倉地区の代表区長さんに昨年3月に相談をさせていただいております。代表区長さんからは、4月に入ったら名倉地区の区長で話し合いの場を持つということで返事をいただきました。その後、代表区長さんから電話がありまして「地元の人たちは講堂の危険性は十分承知しているので、住民説明会の必要は特にない」という返事をいただきました。ただし、取り壊しを実施する際には、回覧文書を作成し、地区住民に周知をしてほしいという要望もありました。そうしたことから昨年5月に夏以降に取り壊しを行うという文書を作成し、回覧に付しております。

2点目の跡地利用の具体的ビジョンはあるかという質問ですが、今は特に持ち合わせておりませんが、体育館やグラウンドの駐車場としての利用を考えております。

3点目の名倉中学校校舎の再利用についてですけれども、名倉地区のどのような方が再利用を望まれているか存じておりませんが、農機具等の展示に利用してはという再度の提案でございます。昨年9月の一般質問にも財政課からお答えさせていただいているように、耐震性もなく倒壊の恐れがある大変危険な校舎は、解体することが財政的にも地域の安全性のためにも最善の方策だと思っております。

4点目の旧名倉保育園の再利用についてですが、これも9月の再質問の時にお答えさせていただいたと思いますけれども、耐震性のない危険な園舎だったため新たに建て直したものであり、移住定住のための拠点として再利用

するつもりは今のところもっておりません。

5点目の建物を無償で貸し出しし、リフォームをボランティア団体が行うという提案ですが、たとえ無料で貸し付けてもボランティア団体が多額の費用を要して耐震改修を行い、利用するというのは考えづらいと思っております。高森議員の質問は、個人と町との施設利用での責任のあり方、言い方は変かもしれませんが、取り方の違いを御理解いただいていないような気がします。個人の家が地震で倒壊して負傷した場合は個人の責任ですが、町が公に利用を許可している施設が地震で倒壊して負傷者が出た場合、「なぜそんな危険なものを貸し出したのか」とかいう責任問題に問われます。町に対する損害賠償責任だけでなく、町長の個人的な責任も問われます。その点をよく御理解いただきたいというふうに思います。ですので、町としては住民の安全性を第一耐震工事を最優先に実施し、今では管理している建物がほとんど耐震工事を終わっている状況になっております。

6点目については、4点目にお答えさせていただいたとおりでございます。以上です。

企画ダム対策課長 私からは高森議員の最後の7つ目の御質問であります、地域愛創造プロジェクト交付金に関する御質問に答えさせていただきます。交付団体につきましては、「移住推進のため空家対策を含めた地域の課題の解決や地域活動を行う団体で、地区、これは田口地区、名倉地区、清嶺地区、津具地区ごとに設立され、町長が認める団体とする」と定められております。したがって、現在、活動されております移住定住推進組織を対象と考えておまして、各地区1団体と考えております。以上でございます。

6 高森 ありがとうございます。それでは最初のほうからちょっとおさらいをお願いします。旧名倉中学の講堂の取り壊しに関しては、確かあの時には名倉地区のほとんどの公共施設が用途的に3、つまり老朽化が進んで危ない。それで使用頻度は1が農村体育館とプールくらいしか、あとは全部3、つまりもう除却がしょうがないって、そういう判断のもとで決定されている施設がほとんどだって思ったんですが、先ほど、講堂のほうの件に関しては、これは済んだことだからいいんです。とりあえず、確認のために言っておきますが、壁が壊れたのは前にも言いましたように、非常に分厚いセメントのモルタルを破風に塗った。その破風が重みで落ちただけのことで、本当はああいう工法っていうのは、きちんとトタン板1枚を貼るだけで十分だったんですが、そういう本体ではないところが壊れてしまうっていう、なんだかものすごく大規模な崩落になったっていう、そういう印象を与えてしまって、最終的には講堂の除却を早めた結果になったと思うのですが、今後ああいうことはたぶんないと思いますが、他の中学校の校舎に関していえば、名倉地区っていうのは、よく耐震って言われますが、そういう耐震で、地震で壊れたって、そういう実績がないので、今、先ほども課長言われましたように、耐震構造がないところへ使用して、事故が発生した場合は非常に町の責任に問われるっていう話ですが、実際問題、ここ戦後ずっと名倉に震度5強の地震が発生して家が倒壊した。そういう事実ありませんので、そういう地震による倒壊っていうのは、あんまり名倉における施設では加味しなくていいような要件じゃないかなって感じております。それで先ほど、旧保育園ですが、

保育園、まだ建てて、十分にまだ利用できる。多少、私の聞いたところでは、屋根の互い違いの格好の構造からたぶん雨が入り込んでいるって考えられますので、そこさえちょっと処理すれば、十分使えて、実は名倉地区においては、まったく公的な拠点がありません。いつも言うように。子育て子どもセンターとか学童保育の、今、学童保育はとりあえず小学校の会議室を使っていますが、学童保育の場所とか、あと図書室と、いろいろなそういう子供やそれから情報発信できる常時人がおれるような、そういう半公民館的なそういう施設がまったく皆無になる状態の状況で、何かあるといつも設楽町のほうへ呼び寄せられて、集められて、そこでいろいろな行事をする形になってますが、やはり少なくとも名倉地区には1つそういう支所機能というものを兼ね備えたような、そういう拠点施設を設けておくべきだって思って、私はいつもこの、まだ使える名倉保育園あたりをひとつ若い人たちの拠点施設で整備できないかっていう、そういうような思いがあるのですが、そのへんに関しては、課長もう1回、補足答弁お願いします。

総務課長 先ほど、地震があつて倒壊したことがないって、それは確かにそれではなければ建物が建っていることはあり得ませんので、そういうことだと思えますけれども、私が昔総務課におつたときに、名倉保育園の屋根の上ののぼって耐震の確認をさせてもらいました。そのときにやはり「もたない」ということで、財政的な部分はあつてちょっと建設年次は遅れましたですけども、新しい保育園を建てさせてもらったという状況です。で、ですので、そこらへんはやっぱりさっきも言いましたように、じゃあ地震がいつおこるか分からない状況のなかで、みんな利用しておつて落ちた。だれが責任とるの。やはりそういうことは町としては、やっぱり1番、住民の生命、財産を守るという大前提がありますので、そこを考えてやるべきものであつて、高森議員がおっしゃられるようなことは、やはり控えるべきだというふうに、私は思ってます。で、名倉地区にそういうところがないっていうお話が前から言われてますけれども、私は教育委員会と相談したわけでもなんでもありませんけれども、立派に校舎があり、保育園もあります。ですので、そこらへんのことをうまく利用していただいて、中核施設としての利用をしていただくことが、町としての考えるべきことだというふうに、私は思ってます。以上です。

6 高森 一般にそういう拠点施設というのは、1日フルタイムで利用できるそういう場所が多いんですが、たとえば今1番利用されている名倉小学校の学童保育ルームは、やはりデイトimeというの、なかなか学校行事があつて、学校の出入りがやりにくいって、そういう状況もありますので、学校と独立した形のそういう拠点というのがあればいいと思います。この前たまたま農協、JAのほうで窓口業務がクローズになって、窓口だけになってしまったんですが、ああいうふうにならなくて、学校から離れて、そういうところへ一般の人が四六時中気楽に出入りできる、そういう施設の拠点整備と、そういうふうな地域の情報発信源、いつそこへ行っても情報がとれる。いつ行っても町関係それから地元のいろいろな移住定住関係の情報がすぐにそこでマンツーマンで話できる、そういうふうな拠点整備の施設として、なにか名倉にそういう拠点を設けるっていう考えは、今のこの保育園こえてございませんか。

総務課長 ほしいというのはよくわかることはあるかもしれませんが、それじゃあ建てた後、その維持管理費だとか、建設費をどうするかとか、そこらへんの多額の費用等がのちのち必要になってきます。そこらへんのこともですね、検討しなければいけないという状況がありますので、「はいそうですか」というような状況にはならないというふうに思っております。以上です。

6 高森 せっかく今、名倉地区に大きくて2つ、3つ、そういう移住定住考えるような、そういう地盤、基盤をもったグループができておりますので、そういう組織の人たちが常時意見交換とか、そういう常駐して、いろいろなこと取り込める、そういうたとえば民家とか、そういうすぐに使えるような耐震はちょっとおいてもですね、そういうような施設の拠点整備の、そういうふうな内容はこちらの6、7からみると、町としてもなんか取り上げて実行できそうな気がします、そういうふうな何かやってみようって、そういう考えはおありでしょうか。

企画ダム対策課長 今、それぞれの地区で移住定住の組織が立ち上がってやっていていただいておりますけれども、そのなかで津具地区のみなさんが、空家バンクに登録された空家を改修されて、そこを拠点にしてやっていこうという動きがございます。で、それに関する維持運営費につきましては、5年間ですけれども、町のほうで支援させていただくのですけれども、そういったあとのことはですね、当然、地域のみなさんでやっていっていかねければならないことですので、そういった面においては、当然、津具のなかではそういった地域のみなさんの総意のもとでこの事業が始まっていると考えております。で、高森議員が今、名倉にはいくつもそういった組織があるということをおっしゃられましたけれども、確かにそういった今までは個々の組織の方ががんばってこられるんですけれども、これからはそういった個々の組織のがんばりも必要ですけれども、一つにまとまっていただくというか、一緒になってがんばっていただくというような体制が必要ではないかと思っております。町としましては一つの組織に支援していきたいというふうに考えておるところでございますので、名倉地区のみなさんでしっかりと合意形成をしっかりと積みながら進めていただくことが、それ以降の維持管理等もございますので、大事なことかと思っております。以上です。

6 高森 一応、名倉地区にはだいたい「山の番人」「名倉の風」「名倉をよくする会」「コーラスドリーム」それから「名倉文化スポーツクラブ」「名倉文化財愛護会」「南青会」、こんななかで、特に今、力があるのが南青会という若者組織とそれから山の番人、それと名倉の風、ここらがほとんど地元の若いっていうか、私たち60前後くらいまでの人まで網羅した、そういう勢いのある組織ですので、そろそろ町のほうが主導でそういう民間の組織をある程度束ねる。そういうふうな、民間の協議会っていうかな、そういうふうな話し合いの会をちょっと主導していただいて、自分たちで決めるんですけども、会議をしたりいろいろなことをするには、多少、町の助成ということ的前提にして動かさないと。なんでもそうですが、人集まってやると、やはりお金がかかります。そのときに、公的なそういう支出がないと、なかなかそういう、誰かの消防団の団長みたいに「今日、酒飲み」っていうわけにはいきま

せんので、みんなでこう大きなそういう事業、1年か2年か、長いスパンでやっていくには、多少のそういう公金の支出等を前提にした、そういう地域の、民間団体のそういう協議会っていうものがある、どっかで町が主導して、手を貸してやらないと、地域がなかなかうまく動かないっていう感じもしますが、そのへんの、澤田課長は協議会のそういうまとめについてはどういうふうに考えておられますか。

企画ダム対策課長 すみません。私の決算での説明とか、そういったものが不足していて、今、町が行っていることが伝わっていないことがあるかと思えますけれども、先月でも名倉地区では山の番人の主宰のもと、いろいろなそういった議員がおっしゃったような組織のみなさんが集まって総会が開催されております。確か、高森議員も御臨席いただいていたと思いますが、そういったことで、名倉地区のみなさん、一生懸命、自分たちでやろうとしていることを、今、考えている最中だと思っておりますので、そういったことに対して、高森議員のほうからもぜひ御指導というか、そういったことをいただければありがたいんですけども、なかなか高森さんには伝わっていないのかなというところは、ちょっと私どものいろいろな面での説明不足と思っております。以上でございます。

6 高森 結局、最後は地域をどうまとめていくかっていう。それはひとつの方向性が出るっていうことですので、たとえば名倉地区においては、区長会っていうのは、非常にいろいろのものが入ってくるのを嫌います。というのは、区長は、背負っていける立場ではないので、流していかなければならない立場なので、2年3年とスパンをもって長い展望で事業を背負うことは難しい。それに反して、こういうNPO、地元に出てNPOは、それぞれが自分でやる気をもって、自分たちで結成したそういう組織ですので、ちょっとした助言とか、ちょっとしたそういう公的支出によってすごい威力を発揮する。そこまできているのですが、やはりもう少し、もうちょっとこのさっき言っているようないろいろな助成あります、地域活動の活性化のための企画がいろいろありますので、これをたとえば5年のスパンと、そういうふうにひとつ決めて、名倉地区にはもうこの、これこれこれといくつかのそういうプロジェクトがあるうちの、たとえばこのチームはこういうのしたらどうかとか、そういうふうなある程度その意見として、それを推進する、そういう進化形的な、そういう指導というのか、予算配分とかそういうのをなさんと、一気に地域が活性化すると思うのですが、そのへんに関しては、一歩あれですが、企画課としては足を引いて、様子見な形で地域に参加されているのか、そのへんのスタンスをもう一回説明お願いします。

企画ダム対策課長 先ほど、金田議員の御質問にもお答えしたと思えますけれども、あまり行政からやってくれとか、そういったことは今しておりません。とにかく地域のみなさんで、自分たちで課題を見つけてやっていただいているということに力点をおいていますので、そのへんのことは御理解いただきたいと思っております。

6 高森 私もちょうちへ移住して33年過ぎますが、こっち来て人生の半分以上が、名倉学園と関わってきました。名倉、今壊された中学でのいろいろなイベント、それからずっと20年以上継続している名倉のプールの管理人、これらを

通して地域の中心をやっぱり栄えさせないと、その地域は発展しないと、そういう思いがありますので、幸い今、地域の団体が非常に力があるところまでできてますので、これからどんどん若い人が増えるわけではありませんから、今の力で最大の効果を狙うためには、やはりもう一步行政のほうもピンポイントで、この事業に関してはこれだけのもので面倒をみようとか、そういうふうなある程度アプローチすることも大事かなって思います。そうでないと、すべてそういうボランティアでやっている人たちに任すと、結局はボランティア活動のまわすだけで手一杯で、新規事業ができないうちにその会がそのまま終わってしまう。やがては高齢化する形になるので、今一番このいいときに、どうですか、その地域のボランティア、ある程度大同団結っていってはおかしいですが、まとめてもらって、このグループはこういうふうな方向とか、そういう方向性を出してもらおう。そういうふうな人と話し合いの場を設定とかできないのですか。どうですか。

企画ダム対策課長 今、そういった場というのが、名倉高原山の番人さんの行っている場がそのものだと思っております。以上です。

6 高森 それじゃあ町長ひとつお願いします。ものを壊す。それも大事です。しかしやはり壊したらそこにひとつ別なものを作っていく。それでそれをその地域の拠り所にするって、そういうことにしたと思いますが、町長は今後、この名倉の動きに関してどんなふうなコミュニティとか助言を考えておられるのか。そのへんを一言お願いします。

町長 今回の質問は公共施設の管理計画で、名倉地区の公共施設の将来ということで、御質問していただいております。今まである公共施設が老朽化が進んで、そこで継続して使用してもらうには大変危険だという、そういう判定のもとに、壊さなければならないものについては壊していく。その反面、一方では新しいものに建て替える。学校にしてもそうですし、保育園にしてもそうなんです。で、そういう安心で使っていける施設のなかで子供たちがいい環境のなかで暮らしていける。そんな施設であるのは、町は責任を持って作っていかなければいかん。そのなかで取り壊しも必要なものは、取り壊しをしなければいかんと思っておるんです。古くなっても「まだ使えそうだと、地震なんていつくるかわからんだで、今までにもこんかったでこれまだ使え」という、そういう安易な気持ちで「どうぞお使いください」ということはできない。これはしっかりそこらへんは理解してもらわないといかんかなと思っております。ですから、きちっとした新しいものを造り替えた以上、今まで使って危険なものは壊していく。そこはもうこれからもやっていきますので、そこはきちっと理解しておっていただきたいと思います。で「それに変わるそうした公共施設を使って、地域みんなが集まって集える、いろいろな話し合いができる、そういう場所が必要なんだから町は作らんか」という御質問です。それは今ある保育園、それを肩代わりして使えとか、小学校、いつもあそこ行ってまるねホールでもいいであそこでやればいいじゃないかというそんな安易な気持ちでは思っておりませんが、でも地域の人たちが活動する拠点としては、方法によっては使えるときもあるんだろうと思うんです。そういうのは、その状況に応じて利用方法も考えていただければと思います。で、今ある施設を有効的に使う。たとえば名倉の窓口セン

ターも従来はあそこで会議もやったり、人が集まったり、料理もやったりしたことがあったんです。そういったものを、あそこでも使おうと思えばやれるんじゃないかと思えますし、また有効的に使っていく方法も考える必要もあるかというふうには思います。しかしそれとはまた別に地域の人たちが立ち上がって、新しく地域の人たち自らが、その地区でどんなまちづくりが必要なのか。そのためにみんなができることは何が必要なのかということ、みんなで議論してもらおう。そのためのグループというのが、先ほども言ってみえるように名倉にはいくつも、そういう人たちの存在があるということも、私は承知をしております。で、私どもが期待をしたいのは、そういう人たちが一同に会して、名倉地区でみんなで話し合いをもつ。そういうグループとして一つにまとまっていただければ。それが大きな力になるんだろうと思うんです。でもそれをまとめるには、やはりリーダーシップとる人がいる。あっちにも1人、こっちにも1人、それぞれの団体でみんなが代表でおる人もおる。でもその人たちが集まって、やっぱり一つになってもらうという努力もしてもらわないといかんと思うんです。で、そういうことをきっかけとして、場作り、またそういう会議をやってくださいねという働きかけは行政が口火を切ってみんなにそういう方法みたいな方向みたいなものをお示しをさせてもらっておるんです。それを受けてもらって、今度は地域の人たちが「よしじゃあ我々でやってやろうじゃないか」そうやって1つずつの団体が今立ち上がってもらっていると思うんです。そのことを高森さんは特に議員の立場にありますし、地域の代表を担う立場の方だと私は思っていますから、地域の人たちとそういうコンセンサスをもっと深めてもらって、みんなの話も聞いてもらって、で言われるようなことを作り上げてもらいたい。そのための力も発揮していただけるとありがたいと思うんですよ。そういうことをですね、やはり地域をあげて、みんなが理解しあうなかで、これからのまちづくりを進めていかないと、点で我々で、今までもそうですが、「行政が言わない、やらないからできてこなかったんだ」とか「場所がないからできないんだ」とか、そういう消極的なことよりも、みんなが活用しながら方法論も考えて、そういった方向を目指してもらいたいというふうに思っておるんです。そういうことができあがらなければ何とかなっちゃうぞということをみんなで気がついてもらって、それをみんなで共有しながら、これから方向を見定めて進めていこうじゃないかとしておるときだと思っておるんです。だからそういうことを、やっぱり地域単位で4ブロックにわかれてもらって、その地域地域でみんながまとまってやっていくことが、大きなまちづくりの力になっていくことだというふうに思っていますので、よくそういうことも高森さんも理解をしていただければありがたいというふうに思います。

- 6 高森 大変、心強い応援ありがとうございます。私はやっぱり、私も当然やらなきゃならんですが、やはりそれぞれのグループというのは、それぞれの方向性をもっているんで、「や、おい、今日集まれ」って「話ししよ」って、そういうふうなことはなかなかできないと思うんです。ある程度町として、こういう課題をどうだなって投げ入れてくれると、人が円滑に動くというそういうふうなことを彼らは身につけてますので、ひとつあの、今回の移住定住を含めた地域の活性化に関して、ひとつ町としてもそのへんの、みんな集

まっぴゃくやれまっすかっつて、そっういっうなんか打診っつていっうのか、そっういっうふうなひとつのはしりもしてもらっうっつてこも大事かなっつて思っうので、そのための「新しい施設を建築しろ」っつて、これは言いませんけど、少なくとも地域の人が常時集まれるそっういっう場所、場所をね、きちっつと提供してもらえ、そっういっうふうな経済的な裏付けは必要かと思っいます。さっつきせっつかくそっうやっつていい返事をいただきましたので、私たちも努力しますので、ひとつ町としても今いっつそっうの奮励をお願っいしたいと思っつておっります。そんなわけでもいろいろと地域の問題に關しては、取っり組みやすいですけど、なかなか進めるのが難しいっつて、そっういっう状況がきておっります。この前も入っつた子がやっつぱり出て行きました。やはりそのくらい移住定住っつていっうのは難しい。常に相手の動きをこちらが把握しておらんないとできない。そっういっうなかで各地元のグループががんばっつてくれている。これは頼もしいことですので、ひとつ先ほど町長から力強い御支援いただきましたように、がんばっつてくれるそっうですので、私もがんばりますのでひとつ大きな目で見つて、それ相応の助成やそっういっう費用のバックアップなんかももしできればと思っつておっります。

これで終わりますが、最後に、話が違っうんですが、10日の日に反原発で豊橋に行つてまいりましたら、その原発団体が主催でアンケートに東三河に。

議長 高森陽一郎君、通告にありません。

6 高森 わかりました。終わります。

議長 これで高森陽一郎君の質問を終わります。

議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後3時20分